

滋賀県の廃棄物

平成 22 年度

「すてないで 分けてあつめて リサイクル」



滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

平成 22 年度「ごみ減量化と環境美化に関する標語・ポスター図案」最優秀賞・優秀賞者

○標語の部

最優秀賞 (表紙の標語)

山本 龍平さん 大津市立坂本小学校 4年

優秀賞 マイバック 使ってはじめて エコバック
捨てるゴミ みんなの知恵で 再利用
再利用 ごみから生まれる 新たな資源
リサイクル 僕らの地球へ 思いやり
リサイクル ひと手間かけて ゆたかな未来

佐藤 祐樹さん 甲賀市立水口小学校 4年

箕 悠樹さん 長浜市立長浜小学校 6年

小林 ひかりさん 滋賀大学教育学部附属中学校 1年

山口 裕也さん 湖南市立石部中学校 3年

山内 昌人さん 近江八幡市 (一般)

○ポスターの部

最優秀賞 (表紙の絵) 田附 萌香さん 長浜市立長浜南小学校 6年

優秀賞



遠藤 こなみさん

草津市立草津第二小学校 3年



梶谷 菜津女さん

大津市立比叡平小学校 6年



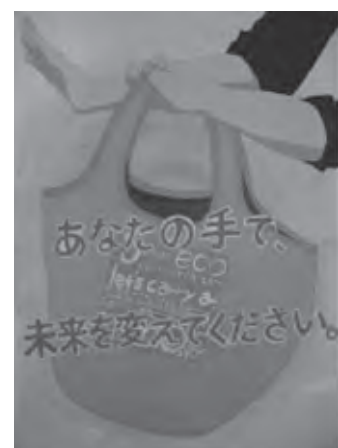
中嶋 一徳さん

守山市立守山中学校 1年



耒栖 千尋さん

滋賀大学教育学部附属中学校 2年



高岡 暉さん

草津市立高穂中学校 3年

表紙の標語と絵は、平成 22 年度の最優秀賞作品です。受賞者の所属学校等は平成 22 年度当時のものです。

はじめに

わたしたちはこれまで、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済活動によって、物質的な豊かさを享受してきました。その一方で、このような活動は資源の枯渇や廃棄物処分場の逼迫といった様々な問題をも生じさせます。

こうしたことから、これまでの経済活動を見直し、廃棄物の発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進していく資源循環型社会の構築を進めていく必要があります。

本県では、平成 18 年に「第二次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、「もったいない」の意識と行動が徹底された社会を実現するため、県民、事業者、行政などの各主体の協力のもと、様々な取り組みを進めています。

本書は、本県の廃棄物処理の概要や現状をとりまとめたもので、県民をはじめとした多くの方々にご覧いただくとともに、基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

平成 23 年 3 月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

目 次

I	廃棄物の分類	1
II	一般廃棄物 ごみ処理の概要	2
1	ごみの排出量	2
2	ごみ処理の状況	4
3	資源化の状況	7
III	一般廃棄物 生活排水処理の概要	14
1	し尿処理の状況	15
2	生活雑排水処理の状況	18
IV	一般廃棄物 処理事業の概要	22
1	一般廃棄物処理事業経費と有料化状況	22
2	事務組合の組織状況	24
3	一般廃棄物処理施設等の整備状況	25
(1)	焼却処理施設	25
(2)	再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等	29
(3)	埋立処分地	31
(4)	し尿処理施設	33
(5)	浄化槽	35
V	産業廃棄物の概要	37
1	産業廃棄物の排出量	37
(1)	産業廃棄物の総排出量	37
(2)	産業廃棄物の種類別排出量	38
2	産業廃棄物の処理状況	39
3	産業廃棄物処理業者の状況	42
(1)	収集運搬業者の収集運搬量	42
(2)	中間処理施設での処理状況	42
(3)	最終処分場での処理状況	43

(4) 許可登録状況	44
4 産業廃棄物処理施設の状況	46
5 公共関与による産業廃棄物処理事業	48
6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況	49
7 監視指導等の状況	50
8 不法投棄等の状況	51
9 不法投棄対策	52
(1) 不法投棄監視員設置事業	52
(2) 不法投棄廃棄物処理事業	52
(3) 地域ごみ対策会議不法投棄対策部会運営事業	53
(4) 不法投棄防止強調月間事業	53
(5) その他の事業	53

●市町村の合併状況、名称変更等

合併による市町村・事務組合名称の変更により、本文中での名称と現在の名称が異なることがありますのでご注意ください。県内の市町村合併状況、名称変更は以下のとおりです。

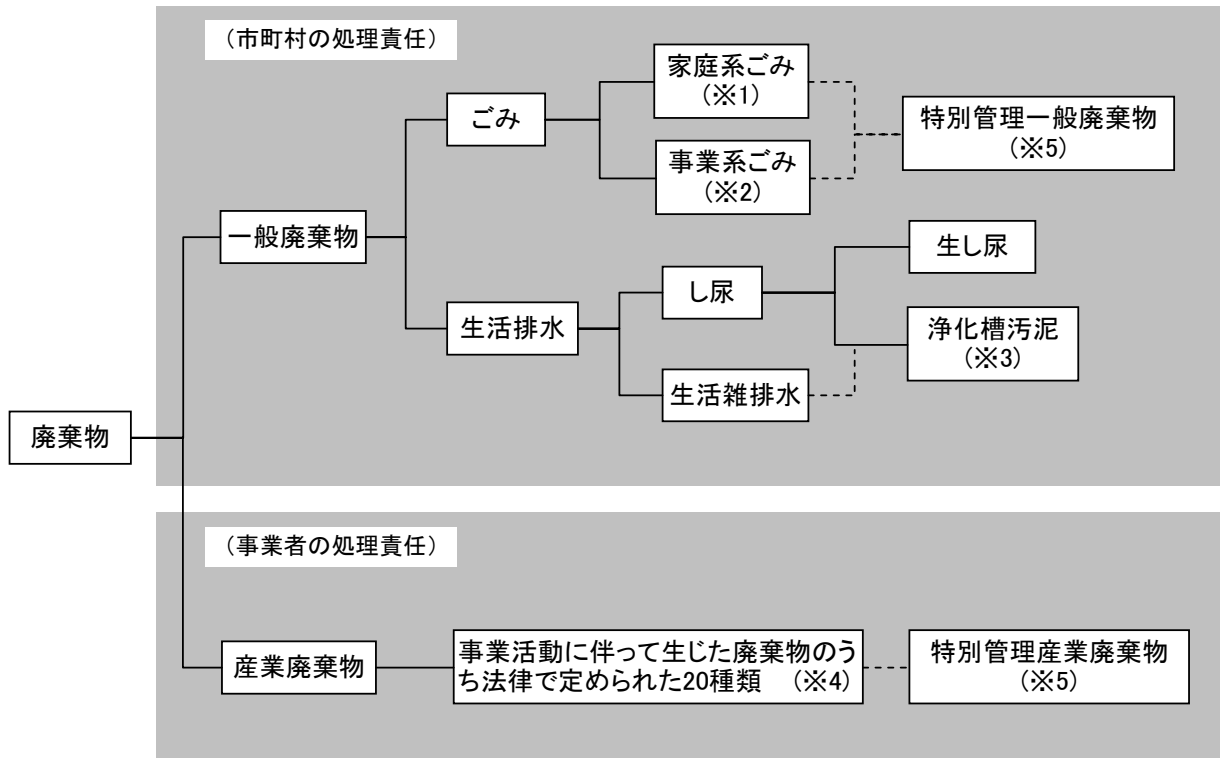
平成16年 10月 1日	水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町 → 甲賀市 甲賀郡行政事務組合 → 甲賀広域行政組合 中主町、野洲町 → 野洲市 野洲行政事務組合 解散 石部町、甲西町 → 湖南市
平成17年 1月 1日	マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町 → 高島市 湖西広域連合 解散
平成17年 2月11日	八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町 → 東近江市
平成17年 2月14日	山東町、伊吹町、米原町 → 米原市
平成17年 10月 1日	米原市、近江町 → 米原市
平成18年 1月 1日	東近江市、蒲生町、能登川町 → 東近江市
平成18年 2月13日	長浜市、浅井町、びわ町 → 長浜市 秦荘町、愛知川町 → 愛荘町
平成18年 3月20日	大津市、志賀町 → 大津市 大津市・志賀町行政事務組合 解散
平成22年 1月 1日	長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町 → 長浜市 伊香郡衛生プラント組合 解散
平成22年 3月 1日	彦根犬上広域行政組合 → 彦根愛知犬上広域行政組合 名称等変更
平成22年 3月21日	近江八幡市、安土町 → 近江八幡市

I 廃棄物の分類

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と、工場などでの事業活動に伴って発生する、廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。

図－1 廃棄物の分類



- ※1 家庭から排出されるごみ(生活ごみ)
- ※2 事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物にあたらないもの
- ※3 一部地域に設置している浄化槽から収集された汚泥
- ※4 燃えがら／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず／鋳さい／がれき類／動物系固形不要物／動物のふん尿／動物の死体／ばいじん／上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（例えばコンクリート固型化物）／（他に「輸入された廃棄物」があり、これを含めると21種類となる）
- ※5 爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

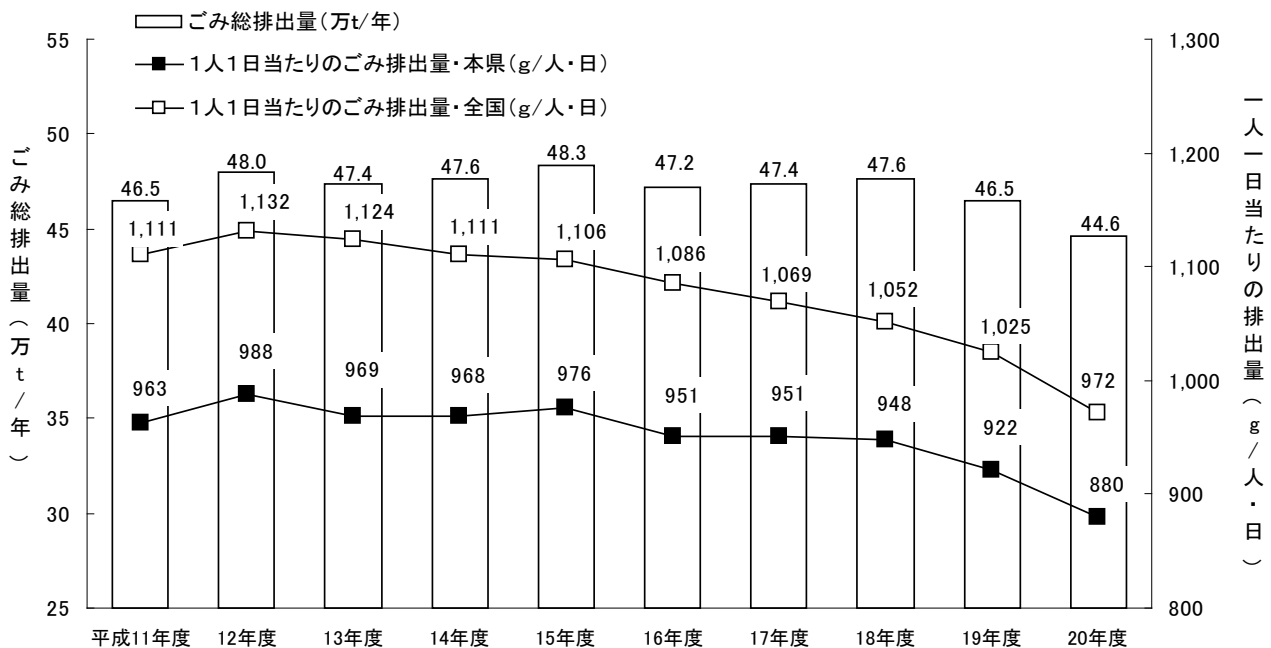
II 一般廃棄物 ごみ処理の概要

1 ごみの排出量

平成20年度における本県のごみの総排出量は446,289t、1人1日当たりのごみ排出量は880gであり、前年度に比べ、総排出量、1人1日当たりの排出量ともに、減少しています。全国平均における1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向にあります。

また、市町等のごみ処理施設への搬入量に占める家庭系ごみの割合は72%、事業系の割合は28%となっています。

図-2 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移



●ごみ総排出量の定義

国において公表しているごみ総排出量の定義は、平成17年度実績より、「収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量」(旧定義)から、「収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」(新定義)に変更となりましたが、滋賀県では「第二次廃棄物処理計画」(平成18年6月策定)が進行中のため、本書では総排出量を全て旧定義で表しています。

※新定義による滋賀県のごみ総排出量(平成20年度): 475,483 t

●1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量=総排出量÷総人口÷365 [閏年では366]

※新定義による滋賀県の1人1日当たりごみ排出量(平成20年度): 938 g/人・日

※新定義による全国の1人1日当たりごみ排出量(平成20年度): 1,033 g/人・日

図-3 家庭系ごみ・事業系ごみの搬入量割合(平成20年度)

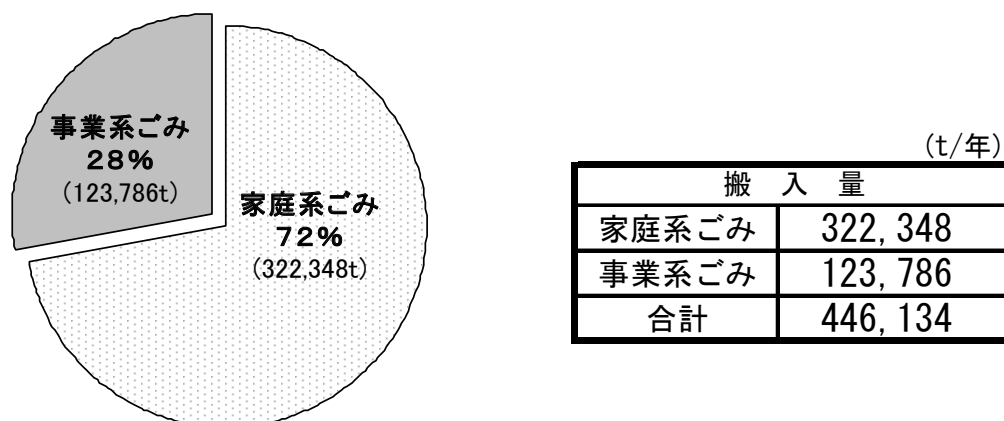


表-1 市町別ごみ排出量(平成20年度)

(t/年)

市町名											
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	収集ごみ量	直接搬入 ごみ	搬入量(≒ 処理量)	自家処理量	総排出量	集団回収量
大津市	94,238	2,139	5,648	55	2,153	104,233	1,898	106,131	0	106,131	13,540
彦根市	30,393	1,168	2,832	1,136	81	35,610	5,053	40,663	0	40,663	3,336
長浜市	18,182	1,221	4,845	70	328	24,646	3,724	28,370	0	28,370	179
近江八幡市	19,719	955	1,407	0	47	22,128	2,717	24,845	0	24,845	1,416
草津市	34,325	491	4,189	170	190	39,365	1,036	40,401	0	40,401	3,981
守山市	12,908	6,389	6,924	0	0	26,221	957	27,178	0	27,178	0
栗東市	13,869	0	5,191	17	895	19,972	1,062	21,034	0	21,034	0
甲賀市	21,882	654	3,997	8	305	26,846	3,619	30,465	0	30,465	0
野洲市	8,590	581	1,736	9	275	11,191	2,119	13,310	0	13,310	1,319
湖南市	14,199	287	1,387	0	25	15,898	681	16,579	0	16,579	834
高島市	13,893	518	2,059	0	6	16,476	2,823	19,299	0	19,299	290
東近江市	26,631	1,456	3,384	153	261	31,885	1,668	33,553	0	33,553	1,976
米原市	6,596	676	2,363	27	171	9,833	824	10,657	0	10,657	0
安土町	2,118	85	347	2	51	2,603	132	2,735	0	2,735	469
日野町	4,721	171	69	0	11	4,972	437	5,409	0	5,409	705
竜王町	2,936	124	395	2	88	3,545	39	3,584	0	3,584	0
愛荘町	3,573	165	346	51	512	4,647	177	4,824	0	4,824	1
豊郷町	945	153	205	0	276	1,579	201	1,780	0	1,780	0
甲良町	1,156	175	113	1	688	2,133	77	2,210	0	2,210	236
多賀町	1,236	125	183	0	86	1,630	35	1,665	155	1,820	426
虎姫町	1,188	135	287	5	56	1,671	166	1,837	0	1,837	0
湖北町	1,622	162	528	7	46	2,365	174	2,539	0	2,539	0
高月町	2,051	159	429	11	50	2,700	283	2,983	0	2,983	212
木之本町	1,353	146	107	0	0	1,606	505	2,111	0	2,111	195
余呉町	528	78	52	0	0	658	217	875	0	875	77
西浅井町	740	90	77	0	0	907	190	1,097	0	1,097	157
合計	339,592	18,303	49,100	1,724	6,601	415,320	30,814	446,134	155	446,289	29,349

2 ごみ処理の状況

平成 20 年度における、ごみ搬入量は 446, 134t、ごみ処理量は 444, 874t となり、図-4 のとおり処理されました（前年度保管残量等があるため、ごみ搬入量とごみ処理量は一致しません）。

このうち資源化されたのは 64, 760t であり、集団回収による資源化量を含めた総資源化量は 94, 109t となります。最終処分量は 55, 830t であり、減少傾向にあります（前年度最終処分量は 60, 699t）。

図-4 ごみ処理の状況(平成 20 年度)

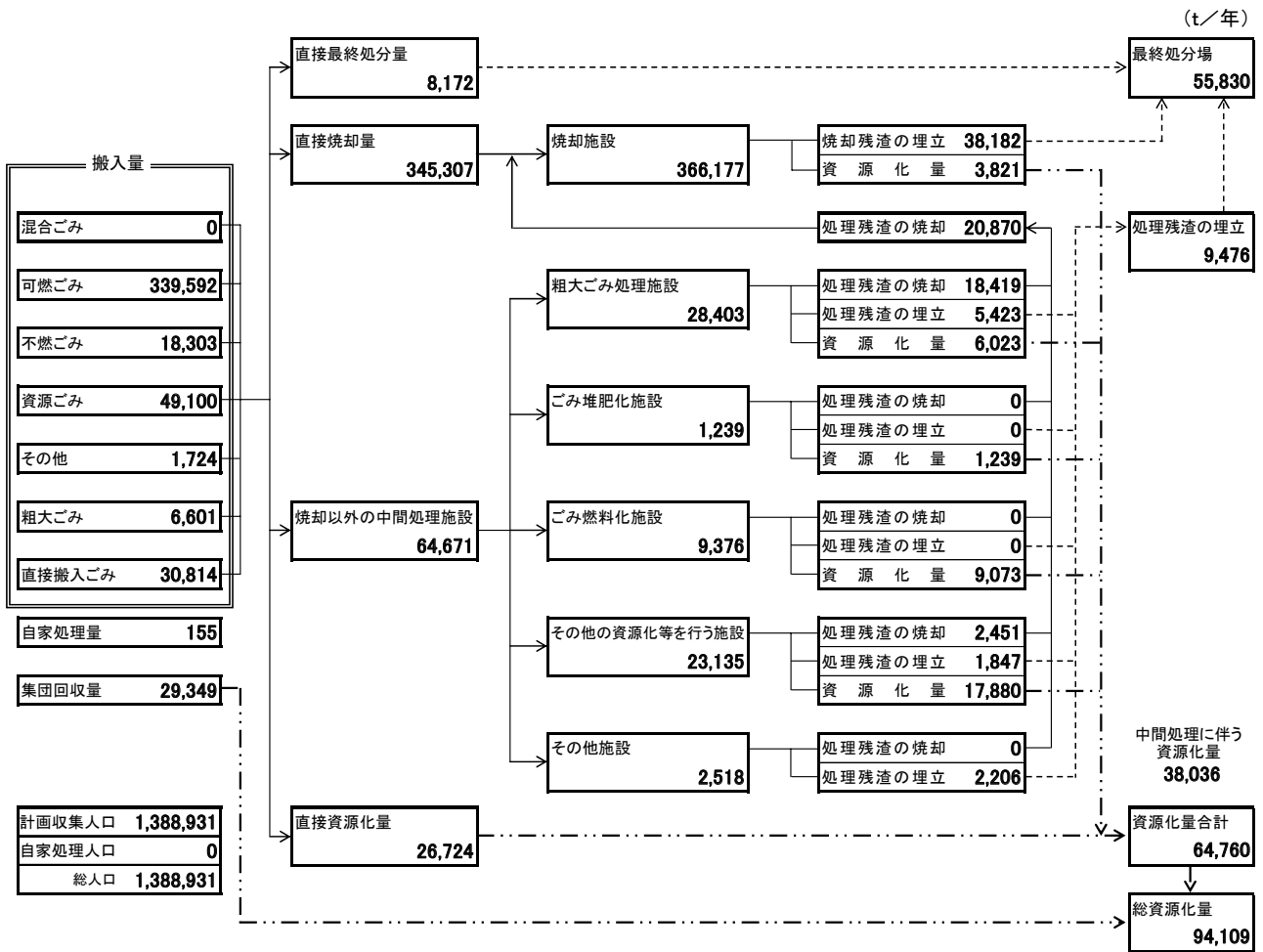


図-5 ごみ搬入量の内訳(平成 20 年度)

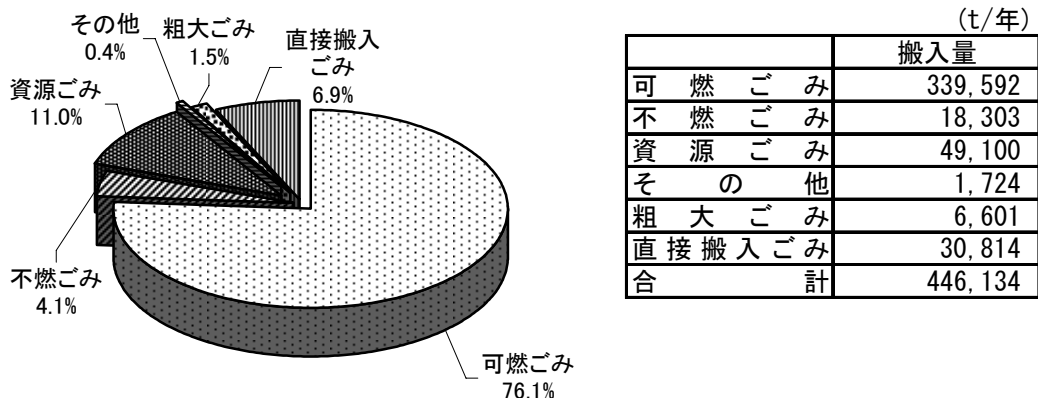
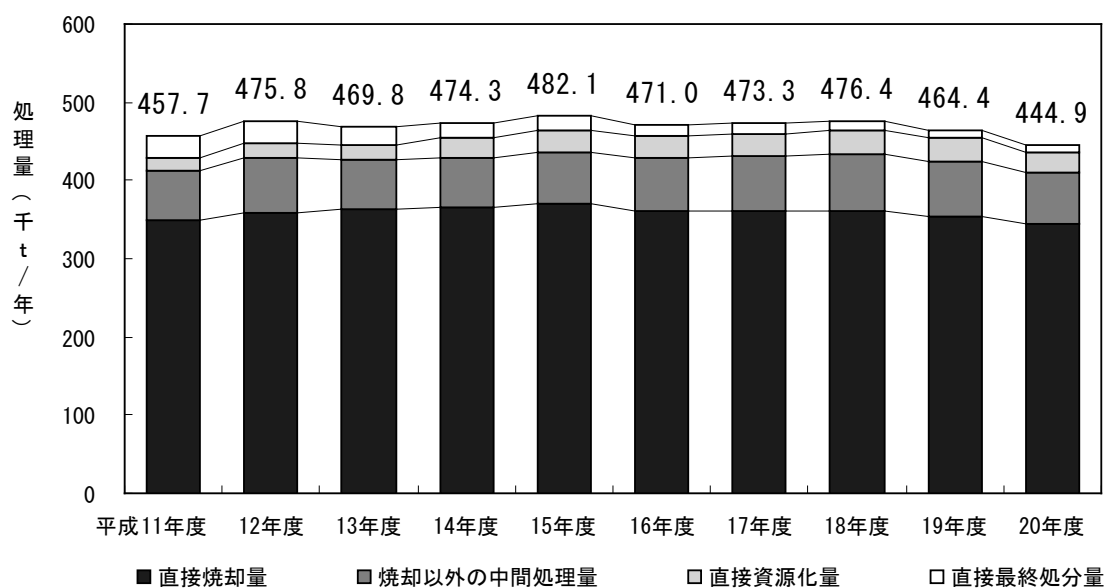
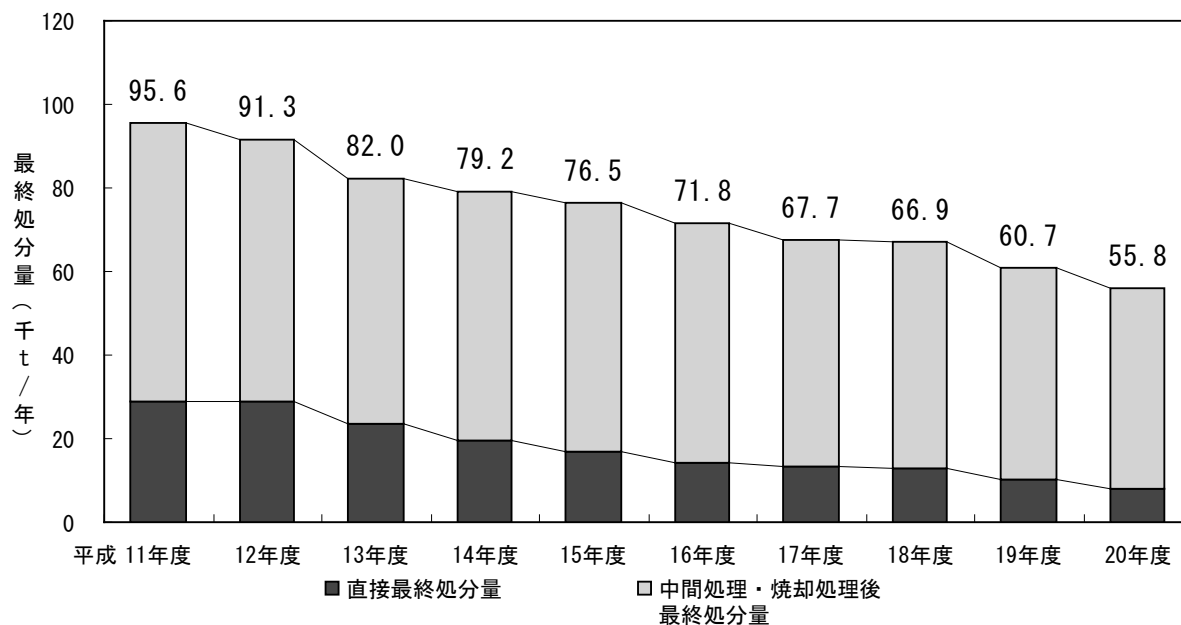


図-6 ごみ処理量の推移



	(t/年)									
	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
直接焼却量	348,557	359,691	363,677	364,843	369,353	361,752	361,715	360,623	353,538	345,307
焼却以外の中間処理量	63,501	69,622	61,742	65,003	66,600	68,024	70,222	72,362	71,585	64,671
直接資源化量	16,820	17,591	20,694	24,741	29,036	26,973	28,073	30,427	29,107	26,724
直接最終処分量	28,816	28,866	23,639	19,762	17,086	14,206	13,300	12,944	10,186	8,172
合計	457,694	475,770	469,752	474,349	482,075	470,955	473,310	476,356	464,416	444,874

図-7 最終処分量の推移



	(t/年)									
	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
直接最終処分量	28,816	28,866	23,639	19,762	17,086	14,206	13,300	12,944	10,186	8,172
中間処理・焼却処理後最終処分量	66,810	62,470	58,402	59,407	59,443	57,566	54,363	53,965	50,513	47,658
合計	95,626	91,336	82,041	79,169	76,529	71,772	67,663	66,909	60,699	55,830

表－２ 市町別ごみ処理量(平成 20 年度)

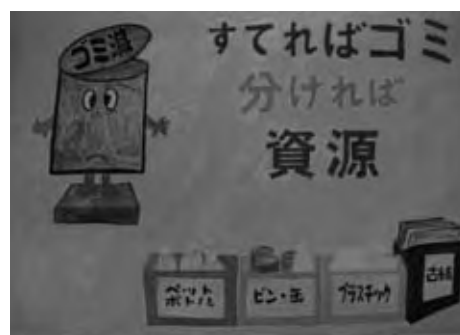
(t / 年)

市町名	直接焼却量	直接最終処分量	ごみ処理施設					焼却以外の中間処理量	直接資源化量	処理量 (≒搬入量)
			粗大ごみ処理施設	ごみ堆肥化施設	ごみ燃料化施設	その他の資源化を行う施設	その他施設			
大津市	93,296	1,255	4,345	0	0	6,616	0	10,961	55	105,567
彦根市	32,559	2,170	1,659	0	0	2,935	1,165	5,759	175	40,663
長浜市	20,254	683	1,835	0	0	640	0	2,475	4,275	27,687
近江八幡市	21,529	602	1,821	0	0	319	0	2,140	1,176	25,447
草津市	34,994	0	501	0	0	3,553	1,353	5,407	0	40,401
守山市	12,983	0	7,031	0	0	1,296	0	8,327	5,868	27,178
栗東市	14,565	145	1,073	39	0	1,752	0	2,864	3,460	21,034
甲賀市	25,501	141	953	1,200	30	400	0	2,583	2,375	30,600
野洲市	9,931	341	1,300	0	0	541	0	1,841	1,197	13,310
湖南市	14,555	0	350	0	0	1,066	0	1,416	321	16,292
高島市	14,050	1,721	1,546	0	0	2,313	0	3,859	0	19,630
東近江市	25,724	98	2,146	0	2,108	244	0	4,498	2,895	33,215
米原市	6,937	152	1,026	0	0	334	0	1,360	2,056	10,505
安土町	2,203	8	181	0	0	26	0	207	322	2,740
日野町	5,105	11	220	0	0	64	0	284	627	6,027
竜王町	2,968	8	168	0	0	36	0	204	369	3,549
愛荘町	0	60	512	0	3,732	218	0	4,462	270	4,792
豊郷町	0	222	276	0	1,077	203	0	1,556	0	1,778
甲良町	0	224	0	0	1,184	90	0	1,274	0	1,498
多賀町	0	151	0	0	1,245	86	0	1,331	183	1,665
虎姫町	1,258	13	261	0	0	33	0	294	259	1,824
湖北町	1,684	14	292	0	0	70	0	362	465	2,525
高月町	2,105	130	178	0	0	69	0	247	371	2,853
木之本町	1,644	0	361	0	0	100	0	461	0	2,105
余呉町	651	23	156	0	0	65	0	221	0	895
西浅井町	811	0	212	0	0	66	0	278	5	1,094
合計	345,307	8,172	28,403	1,239	9,376	23,135	2,518	64,671	26,724	444,874

その他の資源化を行う施設： 不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等

その他施設： 資源化を目的とせず、埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設

田村 真保さん（滋賀大学教育学部附属中学校 2 年）の作品



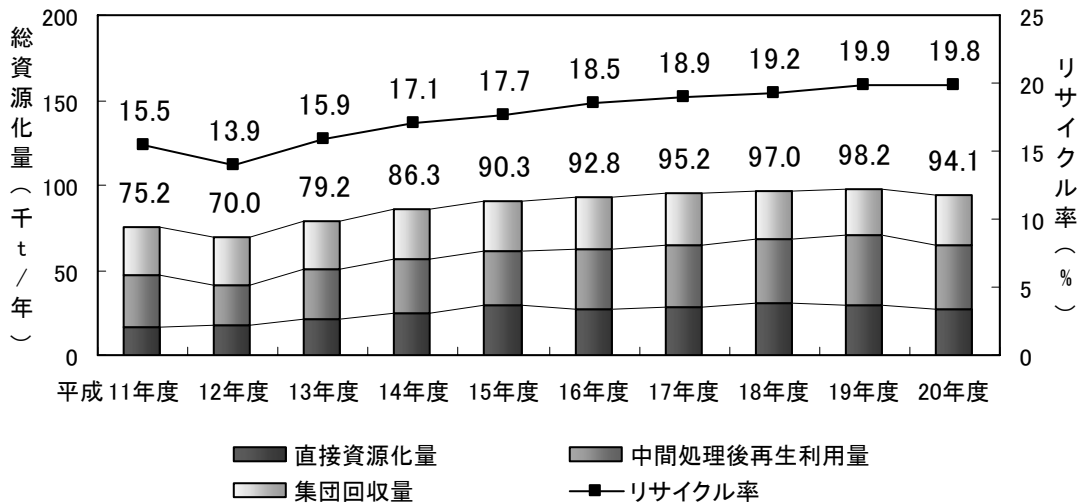
3 資源化の状況

平成 20 年度の総資源化量は 94,109t、リサイクル率は 19.8%となっています。

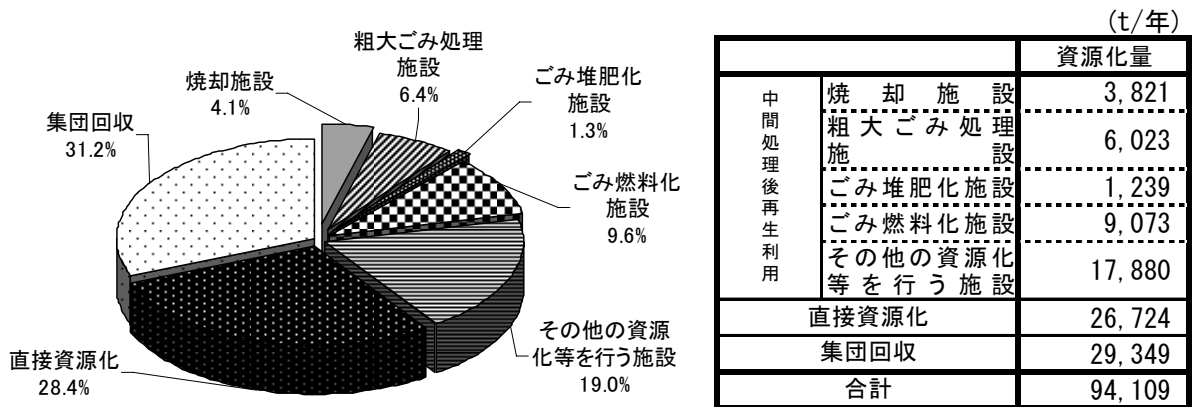
資源化量の内訳では直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量がほぼ 1/3 ずつとなっており、そのうち中間処理後再生利用では、その他の資源化等を行う施設（資源ごみの圧縮・梱包施設等）での資源化量が半分を占めています。

また、ごみの種類別資源化量では紙類が 52%、金属類が 11%であり、これらで大半を占めています。

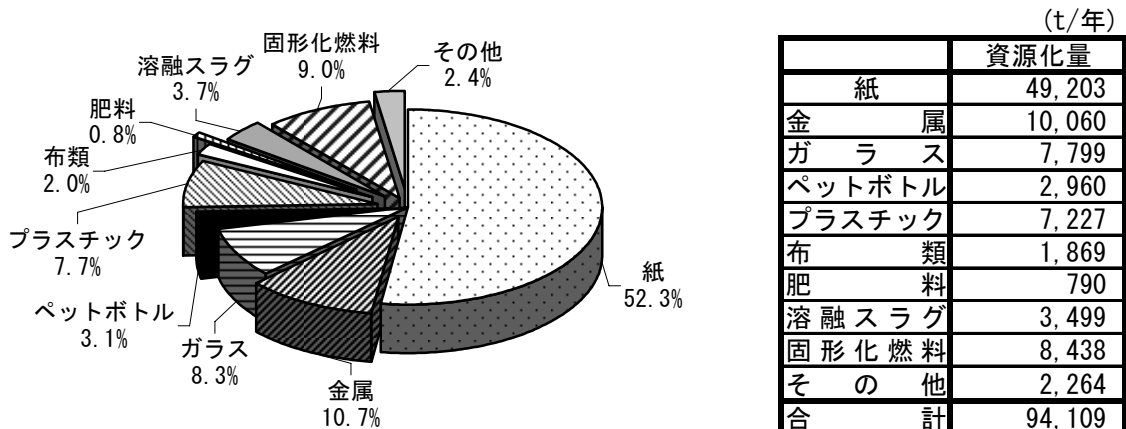
図－8 総資源化量とリサイクル率の推移



図－9 処理施設別資源化量の内訳 (平成 20 年度)



図－10 ごみの種類別資源化量の内訳 (平成 20 年度)



表－3 市町別資源化量、リサイクル率(平成20年度)

市 町 名	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日あたり ごみ排出量 (g/人・日)	ごみ処理量 (t)	総資源化量 (t)	うち、集団 回収量 (t)	リサイクル率 (%)
大 津 市	329,389	106,131	883	105,567	18,446	13,540	15.5
彦 根 市	111,710	40,663	997	40,663	6,258	3,336	14.2
長 浜 市	81,036	28,370	959	27,687	5,359	179	19.2
近江八幡市	69,595	24,845	978	25,447	3,180	1,416	11.8
草 津 市	116,989	40,401	946	40,401	6,880	3,981	15.5
守 山 市	75,141	27,178	991	27,178	7,967	0	29.3
栗 東 市	63,101	21,034	913	21,034	6,015	0	28.6
甲 賀 市	91,540	30,465	912	30,600	4,331	0	14.2
野 洲 市	49,909	13,310	731	13,310	3,176	1,319	21.7
湖 南 市	53,079	16,579	856	16,292	2,493	834	14.6
高 島 市	53,974	19,299	980	19,630	3,475	290	17.4
東 近 江 市	118,942	33,553	773	33,215	8,629	1,976	24.5
米 原 市	41,085	10,657	711	10,505	2,510	0	23.9
安 土 町	12,164	2,735	616	2,740	1,007	469	31.4
日 野 町	22,881	5,409	648	6,027	1,803	705	26.8
竜 王 町	13,540	3,584	725	3,549	640	0	18.0
愛 荘 町	19,371	4,824	682	4,792	4,555	1	95.0
豊 郷 町	7,215	1,780	676	1,778	1,556	0	87.5
甲 良 町	7,950	2,210	762	1,498	1,510	236	87.1
多 賀 町	8,212	1,820	607	1,665	1,940	426	92.8
虎 姫 町	5,632	1,837	894	1,824	323	0	17.7
湖 北 町	9,134	2,539	762	2,525	567	0	22.5
高 月 町	10,258	2,983	797	2,853	685	212	22.3
木 之 本 町	8,509	2,111	680	2,105	365	195	15.9
余 呉 町	3,893	875	616	895	170	77	17.5
西 浅 井 町	4,682	1,097	642	1,094	269	157	21.5
合 計	1,388,931	446,289	880	444,874	94,109	29,349	19.8

リサイクル率＝総資源化量÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100

表ー４ 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集・再商品化の状況（平成20・21年度）

[平成20年度]

(t/年)

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
大津市	1,173.4	295.9	0.0	295.9	1,197.4	302.2	0.0	302.2	—	—	—	—	773.5	692.1	692.1	0.0	—	—	—	—
彦根市	461.3	455.8	0.0	455.8	355.7	348.1	0.0	348.1	170.7	170.3	0.0	170.3	238.3	235.1	235.1	0.0	0.8	0.8	0.0	0.8
近江八幡市	203.0	203.0	0.0	203.0	145.4	145.4	0.0	145.4	51.0	51.0	0.0	51.0	103.3	101.5	101.5	0.0	—	—	—	—
草津市	446.6	411.0	0.0	411.0	289.9	268.7	0.0	268.7	127.4	113.9	0.0	113.9	313.3	282.9	282.9	0.0	—	—	—	—
守山市	259.7	259.7	0.0	259.7	187.5	187.5	0.0	187.5	69.6	69.6	69.6	0.0	181.8	154.5	109.2	45.2	—	—	—	—
栗東市	220.2	206.1	0.0	206.1	141.6	138.5	0.0	138.5	55.0	50.9	0.0	50.9	147.6	145.0	145.0	0.0	109.8	109.8	0.0	109.8
甲賀市	319.9	319.9	0.0	319.9	266.0	266.0	0.0	266.0	68.4	68.4	0.0	68.4	137.8	137.8	0.0	137.8	—	—	—	—
野洲市	168.6	168.6	0.0	168.6	117.7	117.7	0.0	117.7	39.5	39.5	0.0	39.5	140.6	123.4	123.4	0.0	—	—	—	—
湖南市	186.8	186.8	0.0	186.8	103.2	103.2	0.0	103.2	40.7	40.7	0.0	40.7	141.2	141.2	0.0	141.2	—	—	—	—
高島市	247.2	232.2	0.0	232.2	194.5	179.2	0.0	179.2	95.1	57.8	0.0	57.8	102.9	110.9	83.6	27.3	—	—	—	—
東近江市	443.2	331.7	0.0	331.7	350.4	262.5	0.0	262.5	123.6	100.0	0.0	100.0	237.9	205.5	199.6	5.9	—	—	—	—
安土町	36.6	36.6	0.0	36.6	23.4	23.4	0.0	23.4	7.3	6.0	0.0	6.0	23.1	21.0	21.0	0.0	—	—	—	—
日野町	76.5	76.5	0.0	76.5	66.4	66.4	0.0	66.4	15.0	15.0	0.0	15.0	59.4	58.9	58.9	0.0	—	—	—	—
竜王町	40.0	40.0	0.0	40.0	28.6	28.6	0.0	28.6	8.2	8.2	0.0	8.2	34.7	32.8	32.8	0.0	—	—	—	—
愛荘町	49.3	49.3	0.0	49.3	41.9	41.9	0.0	41.9	20.7	20.7	0.0	20.7	43.4	43.4	43.4	0.0	—	—	—	—
豊郷町	21.4	21.4	0.0	21.4	24.3	24.3	0.0	24.3	3.9	3.9	0.0	3.9	13.4	13.4	0.0	13.4	—	—	—	—
甲良町	25.0	25.0	0.0	25.0	31.7	31.7	0.0	31.7	4.9	4.9	0.0	4.9	9.3	9.3	0.0	9.3	—	—	—	—
多賀町	19.7	19.7	0.0	19.7	20.5	20.5	0.0	20.5	4.2	4.2	0.0	4.2	10.5	10.5	0.0	10.5	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	462.2	474.8	0.0	474.8	358.1	363.4	0.0	363.4	97.7	100.0	0.0	100.0	294.9	294.9	0.0	294.9	46.1	46.1	0.0	46.1
伊香郡衛生プラント組合	45.4	31.6	0.0	31.6	46.6	45.1	0.0	45.1	22.0	30.0	0.0	30.0	48.7	36.5	0.0	36.5	—	—	—	—
合計	4,906.1	3,845.6	0.0	3,845.6	3,991.0	2,964.4	0.0	2,964.4	1,024.9	954.9	69.6	885.3	3,055.5	2,850.4	2,128.4	722.0	156.7	156.7	0.0	156.7

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	1,607.0	1,420.7	1,420.7	0	—	—	—	—	634.4	477.4	213.8	162.1	22.8	22.8	0.0	0.0	5,622.4	3,373.3
彦根市	1,403.0	849.3	849.3	0	—	—	—	—	196.8	185.6	36.9	27.3	0.1	0.1	22.2	22.2	2,885.9	2,294.6
近江八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	75.1	68.1	19.7	16.8	9.0	8.0	110.9	99.9	717.4	693.5
草津市	2,551.7	1,127.9	1,127.9	0.0	—	—	—	—	180.2	180.2	65.6	65.6	—	—	—	—	3,974.7	2,450.2
守山市	806.0	789.2	789.2	0.0	—	—	—	—	120.7	120.7	74.5	74.5	19.7	19.7	635.2	635.2	2,354.7	2,310.6
栗東市	894.3	888.7	888.7	0.0	—	—	—	—	140.4	140.4	42.9	42.9	3.5	4.0	516.2	516.1	2,271.5	2,242.4
甲賀市	—	—	—	—	19.1	19.1	0.0	19.1	200.6	200.6	35.4	35.4	14.9	14.9	321.1	321.1	1,383.1	1,383.1
野洲市	401.1	286.3	286.3	0.0	—	—	—	—	94.4	94.4	23.7	23.7	—	—	99.6	99.6	1,085.3	953.3
湖南市	444.2	444.2	0.0	444.2	1.5	1.5	0.0	1.5	86.8	81.3	17.7	17.2	1.3	1.3	68.6	68.6	1,092.1	1,086.1
高島市	1.7	2.0	2.0	0.0	—	—	—	—	115.4	115.4	39.6	39.6	5.5	5.5	335.6	335.6	1,137.5	1,078.1
東近江市	—	—	—	—	14.2	12.8	2.7	10.1	286.0	279.9	98.1	96.4	12.8	12.3	216.2	186.9	1,782.3	1,487.8
安土町	—	—	—	—	0.9	0.6	0.6	0.0	13.1	13.1	3.9	3.9	1.9	1.8	17.7	17.7	127.8	123.9
日野町	—	—	—	—	0.2	0.1	0.0	0.0	36.8	36.8	8.9	8.9	0.7	0.6	44.1	44.1	308.1	307.4
竜王町	—	—	—	—	0.7	0.4	0.4	0.0	18.6	18.6	13.8	13.8	1.8	1.8	32.4	32.4	178.9	176.7
愛荘町	—	—	—	—	—	—	—	—	37.5	37.5	25.0	25.0	—	—	—	—	217.9	217.9
豊郷町	—	—	—	—	1.1	1.1	1.1	0.0	15.1	15.1	2.3	2.3	—	—	8.9	8.9	90.4	90.4
甲良町	—	—	—	—	1.6	0.8	0.8	0.0	12.8	12.8	4.4	4.4	—	—	—	—	89.7	88.9
多賀町	—	—	—	—	0.9	0.9	0.9	0.0	12.8	11.4	2.5	2.3	1.6	1.5	68.3	68.3	140.9	139.2
湖北広域行政事務センター	1,049.0	956.6	956.6	0.0	96.8	33.4	0.0	33.4	205.2	205.2	65.4	65.4	70.7	70.7	876.3	876.3	3,622.3	3,486.7
伊香郡衛生プラント組合	49.7	38.3	37.6	0.7	10.3	6.1	0.0	6.1	15.5	15.4	1.9	1.9	0.7	0.7	8.8	8.8	249.5	214.3
合計	9,207.7	6,803.1	6,358.2	444.9	147.1	76.8	6.6	70.1	2,498.4	2,309.9	795.9	729.4	167.1	165.7	3,381.9	3,341.5	29,332.3	24,198.4

湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町

伊香郡衛生プラント組合：木之本町、余呉町、西浅井町

引渡：容器包装リサイクル協会への引渡（各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ）

独自処理：市町が独自に契約した処理業者による処理量

前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合がある。

[平成 21 年度]

(t/年)

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量
大津市	1,149.4	272.0	0.0	272.0	1,227.0	286.9	0.0	286.9	—	—	—	—	735.8	649.3	649.3	0.0	—	—	—	—
彦根市	438.2	414.9	0.0	414.9	350.7	337.1	0.0	337.1	171.0	147.1	0.0	147.1	247.2	243.9	243.9	0.0	—	—	—	—
近江八幡市	200.4	200.4	0.0	200.4	146.6	146.6	0.0	146.6	48.0	48.0	0.0	48.0	103.7	104.6	104.6	0.0	—	—	—	—
草津市	440.2	416.8	0.0	416.8	279.5	264.0	0.0	264.0	120.4	111.6	0.0	111.6	313.8	282.9	282.9	0.0	—	—	—	—
守山市	274.5	274.5	0.0	274.5	187.8	187.8	0.0	187.8	80.2	80.2	0.0	80.2	180.0	185.2	185.2	0.0	—	—	—	—
栗東市	220.7	208.8	0.0	208.8	137.3	137.8	0.0	137.8	50.8	50.4	0.0	50.4	142.7	140.4	140.4	0.0	111.4	111.4	0.0	111.4
甲賀市	305.8	305.8	0.0	305.8	251.3	251.3	0.0	251.3	64.3	64.3	0.0	64.3	149.9	149.9	0.0	149.9	—	—	—	—
野洲市	168.0	168.0	0.0	168.0	115.1	115.1	0.0	115.1	41.5	41.5	0.0	41.5	139.6	123.8	123.8	0.0	—	—	—	—
湖南市	175.2	175.2	0.0	175.2	100.1	100.1	0.0	100.1	36.7	36.7	0.0	36.7	147.3	142.2	0.0	142.2	—	—	—	—
高島市	212.8	224.7	0.0	224.7	206.7	192.4	0.0	192.4	82.8	52.4	0.0	52.4	109.9	102.7	75.6	27.1	—	—	—	—
東近江市	369.5	271.5	0.0	271.5	286.1	204.9	0.0	204.9	119.6	95.8	0.0	95.8	225.3	195.9	191.6	4.2	—	—	—	—
安土町	36.3	36.3	0.0	36.3	24.4	23.5	0.0	23.5	8.2	8.8	0.0	8.8	20.5	20.5	20.5	0.0	—	—	—	—
日野町	72.9	72.9	0.0	72.9	66.4	66.4	0.0	66.4	14.7	14.7	0.0	14.7	59.4	56.9	56.9	0.0	—	—	—	—
竜王町	38.4	38.4	0.0	38.4	29.3	29.3	0.0	29.3	8.3	8.3	0.0	8.3	33.4	32.0	32.0	0.0	—	—	—	—
愛荘町	45.9	45.9	0.0	45.9	43.6	43.6	0.0	43.6	8.7	8.7	0.0	8.7	38.5	38.5	38.5	0.0	—	—	—	—
豊郷町	20.9	20.9	0.0	20.9	23.3	23.3	0.0	23.3	4.1	4.1	0.0	4.1	14.6	14.6	0.0	14.6	—	—	—	—
甲良町	21.8	21.8	0.0	21.8	30.4	30.4	0.0	30.4	4.8	4.8	0.0	4.8	10.0	10.0	0.0	10.0	—	—	—	—
多賀町	19.6	19.6	0.0	19.6	18.7	18.7	0.0	18.7	4.2	4.2	0.0	4.2	8.9	8.9	0.0	8.9	—	—	—	—
湖北広域行政 事務センター	436.5	444.3	0.0	444.3	349.9	348.0	0.0	348.0	93.2	93.6	0.0	93.6	295.6	295.6	0.0	295.6	49.6	49.6	0.0	49.6
伊香郡衛生 プラント組合	44.9	44.9	0.0	44.9	49.0	45.7	0.0	45.7	26.3	17.2	0.0	17.2	46.5	45.6	0.0	45.6	—	—	—	—
合計	4,692.0	3,677.7	0.0	3,677.7	3,923.3	2,853.0	0.0	2,853.0	987.7	892.5	80.2	812.3	3,022.4	2,843.4	2,145.3	698.2	161.0	161.0	0.0	161.0

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量
大津市	1,505.4	1,341.6	1,341.6	0.0	—	—	—	—	574.1	473.3	224.4	187.5	24.2	24.2	0.0	0.0	5,440.3	3,234.9
彦根市	1,370.8	817.8	817.8	0.0	—	—	—	—	237.6	200.6	46.3	29.2	0.3	0.3	83.7	83.7	2,945.7	2,274.5
近江八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	78.5	78.5	26.8	26.8	10.8	10.8	101.5	101.5	716.3	717.2
草津市	2,498.8	1,184.1	1,184.1	0.0	—	—	—	—	176.9	173.9	81.7	80.5	—	—	—	—	3,911.2	2,513.8
守山市	909.9	910.7	910.7	0.0	—	—	—	—	118.9	118.9	75.1	75.1	11.7	11.7	644.2	644.2	2,482.5	2,488.4
栗東市	910.3	902.0	902.0	0.0	—	—	—	—	169.6	169.6	52.4	52.4	3.6	3.7	530.8	530.8	2,329.5	2,307.4
甲賀市	331.0	331.0	0.0	331.0	26.5	26.5	0.0	26.5	179.1	179.1	48.8	48.8	16.0	16.0	331.0	331.0	1,703.7	1,703.7
野洲市	385.3	263.8	263.8	0.0	—	—	—	—	76.5	76.5	7.5	7.5	—	—	98.6	98.6	1,032.1	894.9
湖南市	436.9	436.9	0.0	436.9	1.7	1.7	0.0	1.7	89.1	94.6	22.2	22.7	1.2	1.0	74.8	74.8	1,085.0	1,085.7
高島市	0.8	0.2	0.0	0.2	—	—	—	—	121.2	121.2	74.7	74.7	0.8	0.8	319.9	319.9	1,129.5	1,088.9
東近江市	—	—	—	—	7.3	5.5	3.0	2.5	258.7	257.7	82.2	82.2	13.9	13.1	148.8	148.8	1,511.5	1,275.4
安土町	—	—	—	—	0.8	0.5	0.5	0.0	12.6	12.6	3.9	3.9	1.8	1.8	18.7	18.7	127.2	126.6
日野町	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.0	33.1	33.1	7.8	7.8	0.3	0.3	48.0	48.0	302.8	300.2
竜王町	—	—	—	—	0.8	0.5	0.5	0.0	17.5	17.5	13.3	13.3	1.8	1.8	33.6	33.6	176.4	174.8
愛荘町	—	—	—	—	1.1	1.1	0.0	1.1	39.4	39.4	26.3	26.3	—	—	—	—	203.5	203.5
豊郷町	—	—	—	—	0.9	0.9	0.9	0.0	15.6	4.3	2.4	0.7	—	—	9.8	1.6	91.6	70.4
甲良町	—	—	—	—	0.8	1.6	1.6	0.0	11.5	11.5	4.5	4.5	—	—	—	—	83.8	84.7
多賀町	—	—	—	—	0.7	0.6	0.6	0.0	9.1	9.1	2.2	2.2	1.2	1.2	69.2	69.2	133.7	133.6
湖北広域行政 事務センター	1,044.8	957.4	957.4	0.0	105.2	102.1	0.0	102.1	191.7	191.7	68.8	68.8	68.1	68.0	944.7	944.7	3,648.1	3,563.9
伊香郡衛生 プラント組合	48.5	40.3	40.3	0.0	11.3	14.6	0.0	14.6	16.3	15.1	5.8	5.0	0.0	0.0	7.1	7.1	255.7	235.3
合計	9,442.4	7,185.6	6,417.6	768.0	157.3	155.6	7.3	148.3	2,426.9	2,278.1	877.1	819.9	155.7	154.7	3,464.3	3,456.1	29,310.0	24,477.5

表一5 ごみ処理の詳細

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
① 総人口 (人)	1,323,426	1,332,298	1,340,200	1,347,187	1,353,170	1,358,978	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931
② 計画処理区域内人口 (人)	1,323,426	1,332,298	1,340,200	1,347,187	1,353,170	1,358,978	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931
③ 計画収集人口 (人)	1,305,835	1,331,082	1,337,815	1,344,486	1,351,749	1,357,876	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931
④ 自家処理人口 (人)	17,591	1,216	2,385	2,701	1,421	1,102	0	0	0	0
⑤ 収集ごみ量 (t/日)	1,118	1,172	1,168	1,180	1,201	1,182	1,196	1,207	1,182	1,138
⑥ 直接搬入量 (t/日)	132	131	119	119	116	104	101	98	88	84
⑦ 自家処理量 (t/日)	21	13	11	6	4	5	1	0	0	0
⑧ 集団回収量 (t/日)	78	80	79	82	79	82	82	78	76	80
a 総排出量 (t/日) (⑤+⑥+⑦)	1,271	1,316	1,298	1,305	1,320	1,292	1,298	1,305	1,271	1,223
b 総排出量 (t/日) (⑤+⑥+⑧)	1,328	1,383	1,366	1,381	1,395	1,369	1,379	1,383	1,347	1,303
1日1人当たり排出量A (a/①)	960	988	969	968	976	951	951	948	922	880
1日1人当たり排出量B (b/①)	1,111	1,132	1,124	1,111	1,106	1,086	1,069	1,052	1,025	972
1日1人当たり排出量B (b/①)	1,003	1,038	1,019	1,025	1,031	1,007	1,010	1,004	977	938
1日1人当たり排出量B (b/①)	1,159	1,185	1,180	1,166	1,163	1,146	1,131	1,116	1,089	1,033

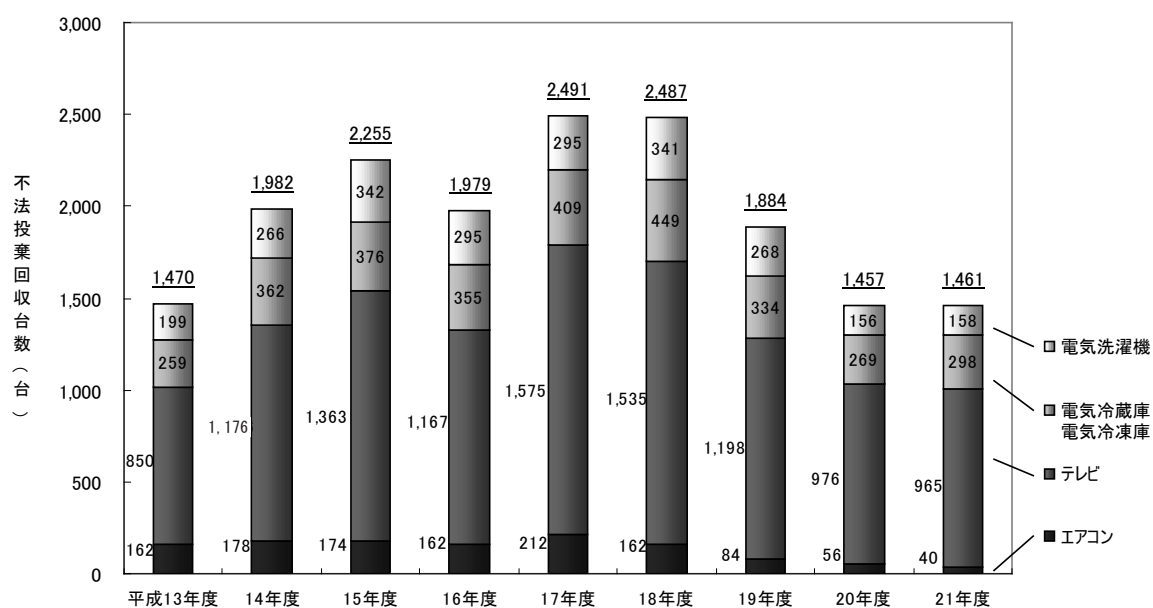
国では、平成17年度より総排出量の定義を a総排出量 (計画収集量+直接搬入量+自家処理量) から b総排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量) へ変更しています。
(2ページ参照)

●廃家電 4 品目の不法投棄状況

家電リサイクル法（平成 13 年 4 月施行）では、エアコン、テレビ（ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・電気衣類乾燥機の 4 品目が対象となっています。一般的な家電リサイクル法のルートでは、消費者から排出された家電 4 品目は、小売業者によって製造業者が設置する指定引取場所まで運ばれます。さらに、指定引取場所からそれぞれの製造業者のリサイクルプラントへ運ばれ、そこでリサイクルされます。なお、消費者は、家電 4 品目を排出する際、リサイクル料金や収集運搬料金を支払うことになっています。

このような家電リサイクル法ルートにのらず、不法投棄され、行政によって回収された廃家電 4 品目の台数の推移は下図のとおりです。

不法投棄された廃家電 4 品目の回収台数の推移



平成 21 年度から、電気洗濯機に「電気衣類乾燥機」が、テレビに「液晶・プラズマ式テレビ」が追加された。

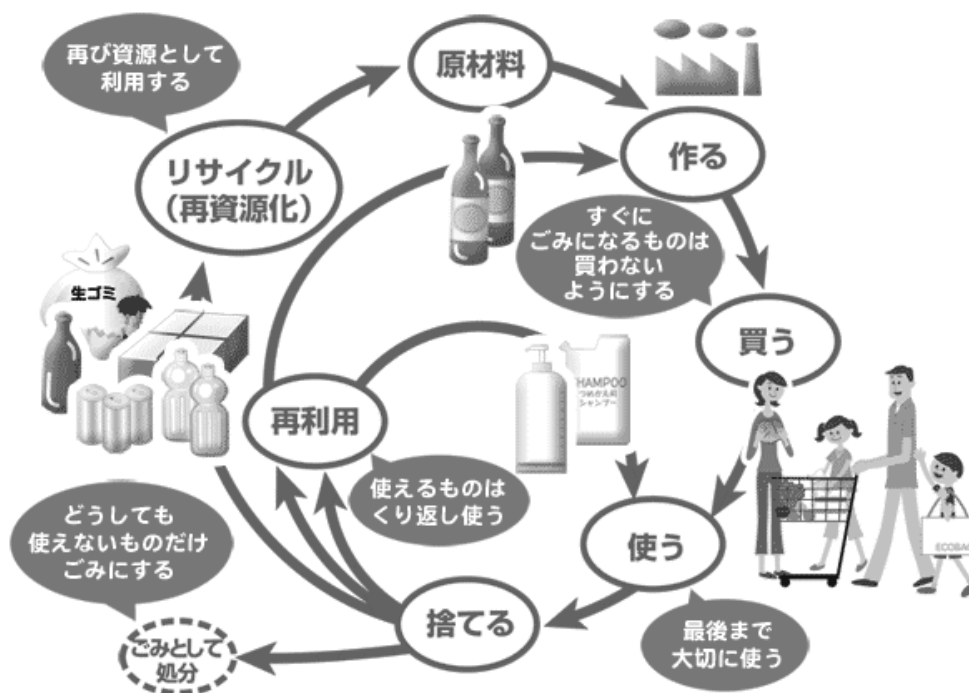
●資源循環型社会の構築

廃棄物の処理においては、従来の「単に燃やして埋める」という「ごみ処理」から、「ごみ」を「資源」として捉え、ごみの発生抑制や資源化を徹底的に行う資源循環型社会への転換を図っていかねばなりません。このため、平成 18 年 6 月に「第二次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量に関する目標やそのための進めるべき取り組み、県民・事業者・行政など関係者の役割を取りまとめました。

市町では、既にごみの分別収集や資源化が進められていますが、更に焼却施設から発生する熱エネルギーを有効に活用するサーマルリサイクルを進めるなど、資源循環型社会の構築を目指した取り組みが求められています。

また、平成 18 年 6 月に公布された改正容器包装リサイクル法では、質の高い分別収集・再商品化を推進するために、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して金銭を支払う仕組みである「市町村への資金拠出制度」が創設されました（平成 20 年度から開始）。この仕組みは、質の高い分別収集を行う市町村に対して、容器包装製造・利用事業者から資金が拠出されるというものです。この仕組みにより、分別の質の向上、特に異物混入の多い「プラスチック製容器包装」の質の向上が期待されています。

我々の生活を見直していけば、資源循環型社会の構築のためにできることは多くあります。今後とも県民・事業者・行政などが一体となって、資源循環型社会を構築していく必要があります。

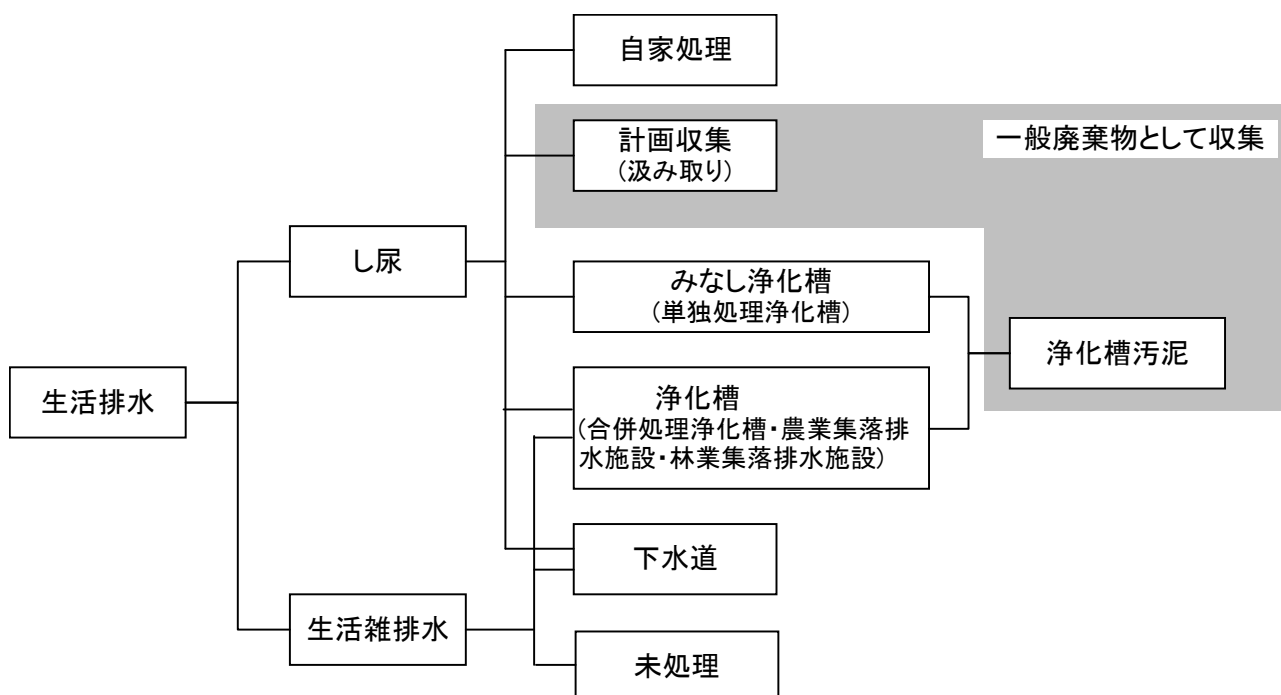


Ⅲ 一般廃棄物 生活排水処理の概要

生活排水は、炊事、洗濯、入浴等人的の生活に伴い公共用水域に排出される水のこと、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。生活排水の処理区分は図-11のとおりです。

一般廃棄物として収集されているのは、計画収集（汲み取り）し尿と、みなし浄化槽（21ページ参照）または浄化槽から発生する汚泥となります。

図-11 生活排水の処理区分

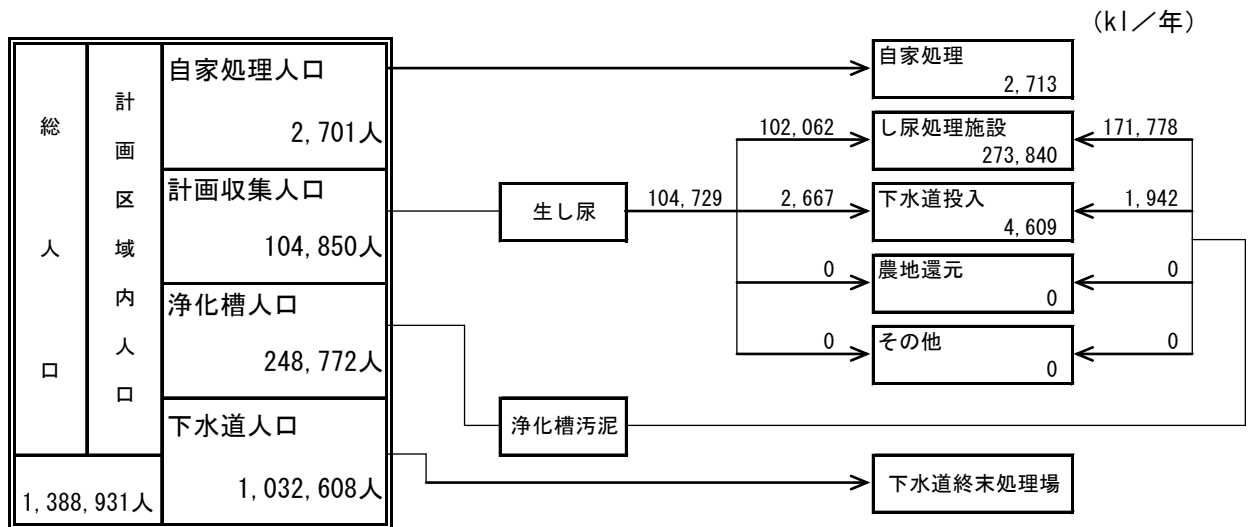


1 し尿処理の状況

平成 20 年度における収集量は生し尿が 104,729kl、浄化槽汚泥が 172,842kl、合計 277,571kl です。下水道の普及により収集量は減少傾向にあります。

し尿処理の状況をトイレの水洗化という観点から分けると、水洗化による方法（下水道、浄化槽）と非水洗化による方法（市町等による生し尿の計画収集、住民による自家処理）との人口比率の推移は図-13 のとおりで、水洗化人口が年々増加しており、平成 20 年度は 92.3%に達しています。

図-12 し尿処理の状況(平成 20 年度)



表－6 し尿処理における水洗化人口等の推移

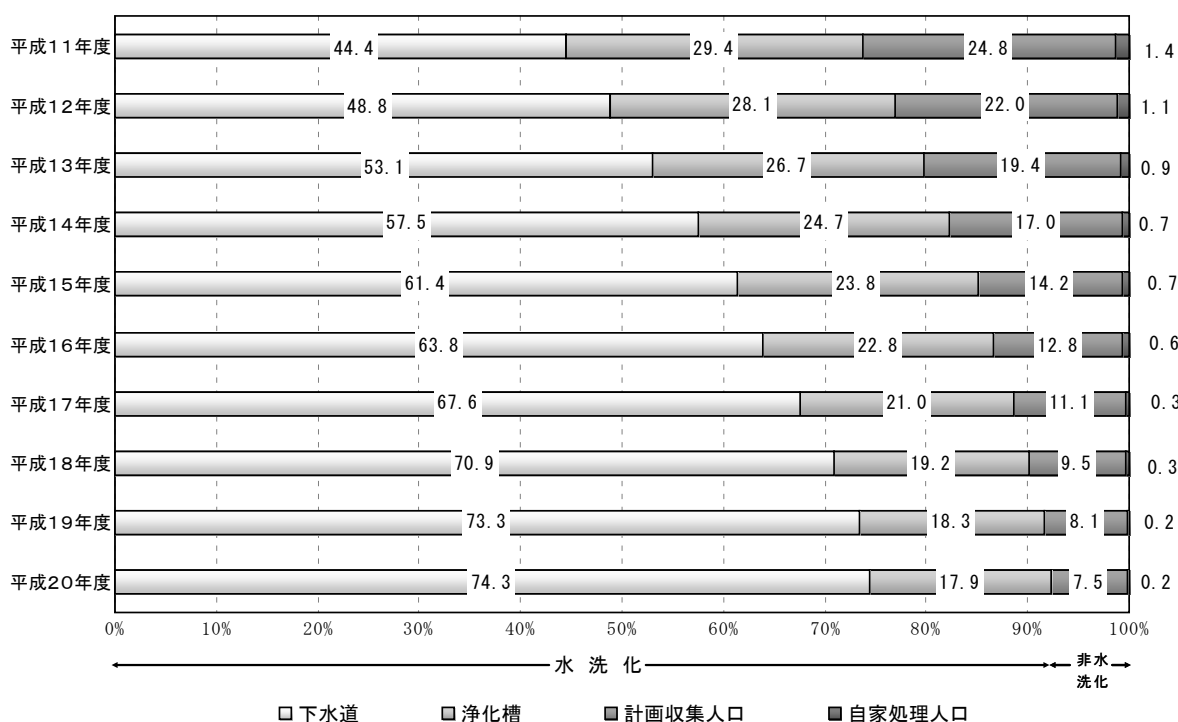
(人)

年 度	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,323,426	100.0%	1,332,298	100.0%	1,340,200	100.0%	1,347,187	100.0%	1,353,170	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	587,450	44.4%	650,385	48.8%	711,167	53.1%	775,112	57.5%	830,283	61.4%
	浄 化 槽	389,184	29.4%	373,753	28.1%	357,392	26.7%	332,700	24.7%	321,919	23.8%
	計	976,634	73.8%	1,024,138	76.9%	1,068,559	79.7%	1,107,812	82.2%	1,152,202	85.1%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	328,276	24.8%	292,972	22.0%	259,854	19.4%	229,618	17.0%	191,677	14.2%
	自 家 処 理 人 口	18,516	1.4%	15,188	1.1%	11,787	0.9%	9,757	0.7%	9,291	0.7%
	計	346,792	26.2%	308,160	23.1%	271,641	20.3%	239,375	17.8%	200,968	14.9%

年 度	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,358,978	100.0%	1,365,059	100.0%	1,377,215	100.0%	1,378,678	100.0%	1,388,931	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	866,389	63.8%	922,330	67.6%	977,125	70.9%	1,011,202	73.3%	1,032,608	74.3%
	浄 化 槽	310,434	22.8%	286,636	21.0%	264,610	19.2%	252,481	18.3%	248,772	17.9%
	計	1,176,823	86.6%	1,208,966	88.6%	1,241,735	90.2%	1,263,683	91.7%	1,281,380	92.3%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	174,433	12.8%	151,558	11.1%	131,304	9.5%	111,810	8.1%	104,850	7.5%
	自 家 処 理 人 口	7,722	0.6%	4,535	0.3%	4,176	0.3%	3,185	0.2%	2,701	0.2%
	計	182,155	13.4%	156,093	11.4%	135,480	9.8%	114,995	8.3%	107,551	7.7%

各数値の右欄には、県内人口に対する割合を記載しています。

図－13 水洗化人口と非水洗化人口比率の推移



表－7 し尿処理の詳細

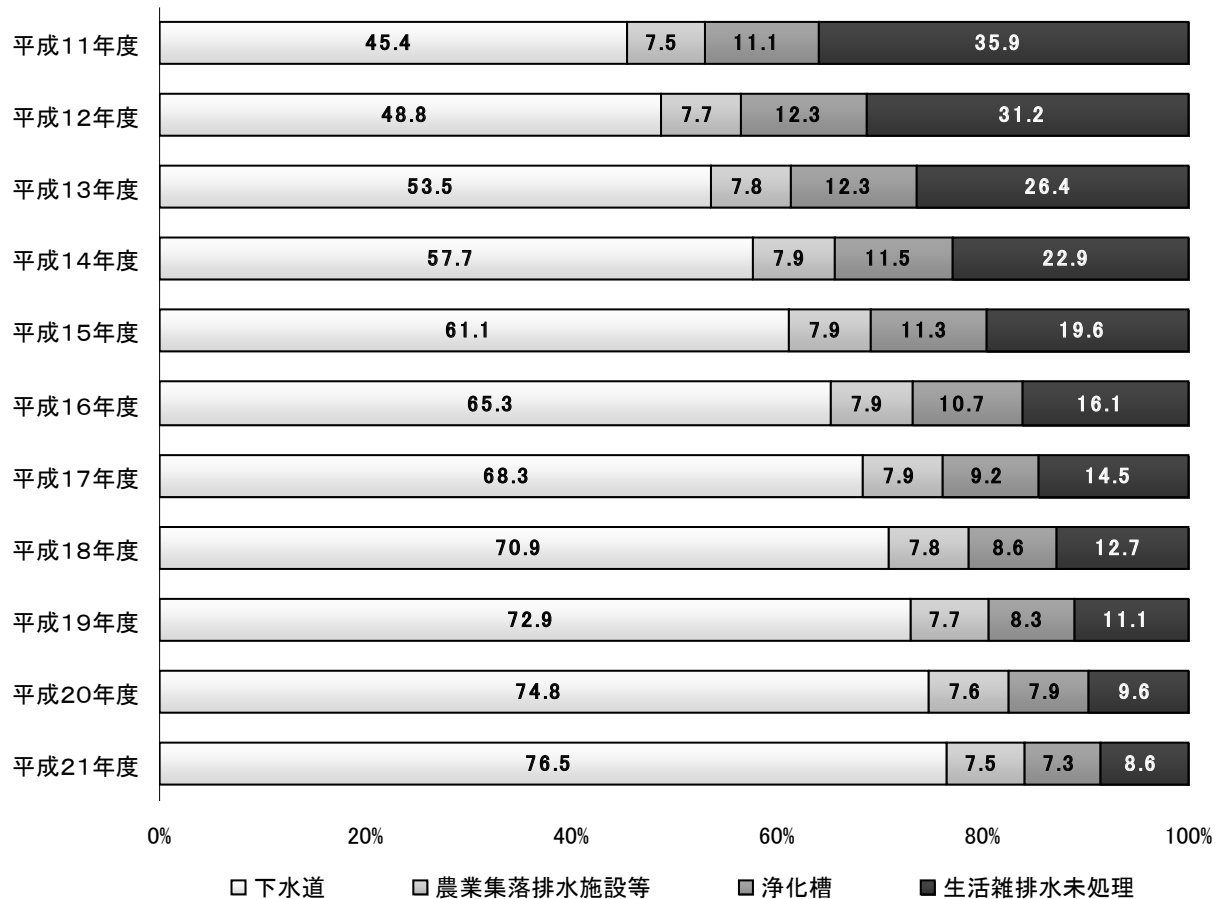
年 度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
収 集 量	①生し尿 (kl/年)	277,879	53.9%	254,117	51.7%	230,877	49.0%	206,030	46.9%	188,199	46.3%
	浄化槽汚泥 (kl/年)	237,195	46.1%	237,773	48.3%	240,379	51.0%	233,657	53.1%	218,247	53.7%
	計 (kl/年)	515,074	100.0%	491,890	100.0%	471,256	100.0%	439,687	100.0%	406,446	100.0%
自家処理量 (kl/年)		12,454		10,689		8,336		7,539		8,563	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		328,276		292,972		259,854		229,618		191,677	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (l/日)		2.32		2.38		2.43		2.46		2.69	
処 理 内 訳	し尿処理施設 (kl/年)	503,281	97.7%	477,223	97.0%	452,559	96.4%	401,319	97.2%	391,156	96.8%
	下水道投入 (kl/年)	6,413	1.2%	6,746	1.4%	6,513	1.4%	6,608	1.6%	7,231	1.8%
	農地還元 (kl/年)	177	0%	108	0%	35	0%	15	0%	15	0%
	海洋投入 (kl/年)	5,253	1.0%	7,813	1.6%	10,165	2.2%	4,899	1.2%	5,528	1.4%
	その他 (kl/年)	0	0%	0	0%	61	0%	0	0%	0	0%
	計 (kl/年)	515,124	100.0%	491,890	100.0%	469,333	100.0%	412,841	100.0%	403,930	100.0%

		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
収 集 量	①生し尿 (kl/年)	166,678	44.8%	148,724	43.4%	139,594	42.8%	117,324	39.8%	104,729	37.7%
	浄化槽汚泥 (kl/年)	205,680	55.2%	194,276	56.6%	186,805	57.2%	177,604	60.2%	172,842	62.3%
	計 (kl/年)	372,358	100.0%	343,000	100.0%	326,399	100.0%	294,928	100.0%	277,571	100.0%
自家処理量 (kl/年)		6,491		2,948		5,522		3,352		2,713	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		174,433		151,558		131,304		111,810		104,850	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (l/日)		2.62		2.69		2.91		2.87		2.74	
処 理 内 訳	し尿処理施設 (kl/年)	358,716	96.8%	331,956	96.8%	313,748	97.8%	290,513	98.6%	273,840	98.3%
	下水道投入 (kl/年)	6,066	1.6%	5,661	1.7%	4,678	1.5%	4,082	1.4%	4,609	1.7%
	農地還元 (kl/年)	0	0%	0	0%	0	0%	28	0%	0	0%
	海洋投入 (kl/年)	5,634	1.5%	5,383	1.6%	2,451	0.8%	0	0%	0	0%
	その他 (kl/年)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計 (kl/年)	370,416	100.0%	343,000	100.0%	320,877	100.0%	294,623	100.0%	278,449	100.0%

2 生活雑排水処理の状況

本県の生活雑排水処理率（総人口のうち生活雑排水を処理している人口の割合）は年々上昇しており、平成21年度（平成22年3月末）では、下水道により76.5%、農業集落排水施設等により7.5%、浄化槽により7.3%、合計91.4%となっています。

図－14 生活雑排水処理率の推移



農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含む。

表－8 市町別生活雑排水処理人口(平成21年度末現在)

(人)

市町名	総人口 H22. 3. 31 (住民基本台帳人口)	生活雑排水 処理人口	下水道	農業集落 排水施設	浄化槽	林業集落 排水施設
大津市	333,038	320,365	311,936	990	7,439	0
彦根市	109,482	95,628	71,637	4,875	19,116	0
長浜市	122,168	113,364	83,463	26,993	2,908	0
近江八幡市	80,516	68,065	45,866	668	21,531	0
草津市	119,077	112,364	106,868	4,087	1,409	0
守山市	76,483	75,609	68,576	4,529	2,504	0
栗東市	63,509	60,288	59,137	192	959	0
甲賀市	92,127	75,569	46,354	10,432	18,783	0
野洲市	50,033	48,657	45,322	3,127	208	0
湖南市	52,894	50,183	46,258	0	3,925	0
高島市	53,590	46,136	29,629	9,508	6,954	45
東近江市	114,054	100,961	63,880	28,659	8,422	0
米原市	40,950	35,805	29,660	3,949	2,196	0
日野町	22,698	16,929	10,274	5,143	1,512	0
竜王町	13,135	11,778	9,283	910	1,585	0
愛荘町	19,632	16,950	15,879	0	1,071	0
豊郷町	7,239	6,084	5,929	0	155	0
甲良町	7,888	5,350	4,939	0	411	0
多賀町	8,057	6,711	5,894	395	422	0
合計	1,386,570	1,266,796	1,060,784	104,457	101,510	45



橋本 充智さん（草津市立高穂中学校3年）の作品

表－9 生活雑排水処理の詳細

		平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
総	人 口 (人)	1,325,618	1,334,621	1,341,405	1,348,241
下 水 道	処 理 人 口 (人)	602,210	651,284	718,011	777,775
	処 理 率 (%)	45.4	48.8	53.5	57.7
農 業 集 落 排 水 施 設 等	処 理 人 口 (人)	99,860	102,379	104,800	106,459
	処 理 率 (%)	7.5	7.7	7.8	7.9
浄 化 槽	処 理 人 口 (人)	147,574	164,322	164,828	154,911
	処 理 率 (%)	11.1	12.3	12.3	11.5
生 活 雑 排 水 処 理 率 (%)		64.1	68.8	73.6	77.1
生 活 雑 排 水 未 処 理 人 口 (人)		475,974	416,636	353,766	309,096

		平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
総	人 口 (人)	1,353,893	1,359,273	1,365,393	1,371,577
下 水 道	処 理 人 口 (人)	827,645	888,040	932,673	972,208
	処 理 率 (%)	61.1	65.3	68.3	70.9
農 業 集 落 排 水 施 設 等	処 理 人 口 (人)	107,303	107,792	107,941	107,015
	処 理 率 (%)	7.9	7.9	7.9	7.8
浄 化 槽	処 理 人 口 (人)	152,930	144,771	126,197	117,537
	処 理 率 (%)	11.3	10.7	9.2	8.6
生 活 雑 排 水 処 理 率 (%)		80.4	83.9	85.5	87.3
生 活 雑 排 水 未 処 理 人 口 (人)		266,015	218,670	198,582	174,817

		平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
総	人 口 (人)	1,377,886	1,382,321	1,386,570
下 水 道	処 理 人 口 (人)	1,005,145	1,034,070	1,060,784
	処 理 率 (%)	72.9	74.8	76.5
農 業 集 落 排 水 施 設 等	処 理 人 口 (人)	105,475	105,427	104,502
	処 理 率 (%)	7.7	7.6	7.5
浄 化 槽	処 理 人 口 (人)	113,960	109,537	101,510
	処 理 率 (%)	8.3	7.9	7.3
生 活 雑 排 水 処 理 率 (%)		88.9	90.4	91.4
生 活 雑 排 水 未 処 理 人 口 (人)		153,306	133,287	119,774

農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含む。

山本 結以さん（大津市立瀬田北小学校6年）の作品



●生活排水対策の推進

琵琶湖をはじめとする公共水域の水質汚濁防止のためには、生活排水をきれいな水に処理することが必要です。

そこで、生活排水を処理できる施設として、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の設置が進められています。平成 21 年度における生活排水処理施設の整備率（汚水処理人口普及率）は全国平均で 85.7%、本県では 97.8%となっています。

生活排水処理施設の整備は、地域の特性に応じた適切な手法を選定する必要があります。下水道については行政が計画的に整備を進めますが、下水道の計画区域外や整備まで長期間を要する地域については、各家庭に下水道と同等の能力を持つ浄化槽の設置を推進することが必要です。そのため本県では、浄化槽の設置に関する補助制度を設けているほか、平成 9 年度より全国で初めて条例により浄化槽の設置を義務付けました。浄化槽の設置数は、平成 21 年度末現在、全県で 22,659 基となっています。

今後は、設置後の維持管理の徹底等新たな課題への取組みも必要となると考えます。

なお、平成 12 年度まで浄化槽の一種とされてきた、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、し尿のみを処理する施設であり、それ以外の汚水は未処理で排出してしまうことから、法改正により平成 13 年度から新設が禁止されました。これにより、生活排水全てを処理できる合併処理浄化槽のみが浄化槽と規定され、整備が進められています。

山田 明日美さん（草津市立草津第二小学校 6 年）の作品



中村 美穂さん（草津市立草津第二小学校 4 年）の作品

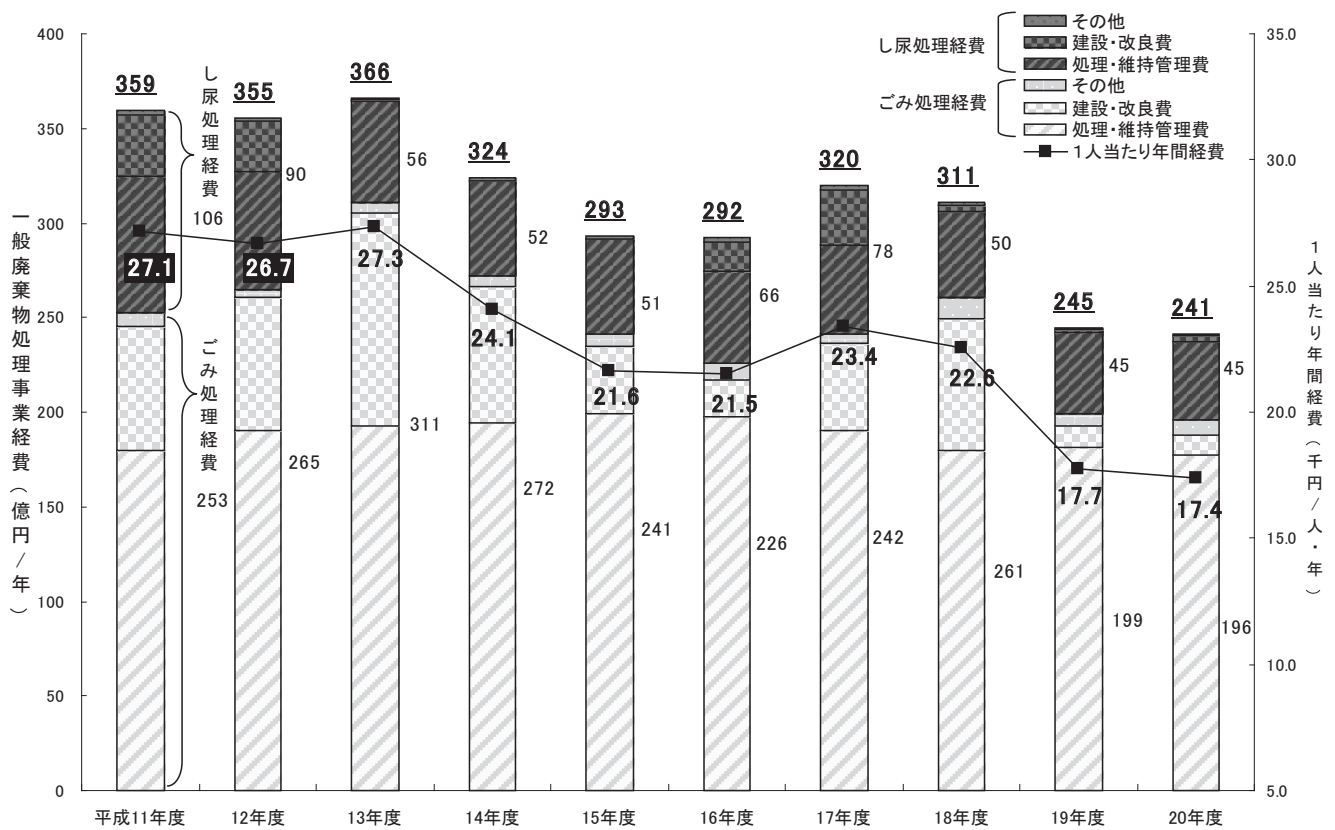
IV 一般廃棄物 処理事業の概要

1 一般廃棄物処理事業経費と有料化状況

平成 20 年度におけるごみ処理経費は 196 億円、し尿処理経費は 45 億円で、合計 241 億円となっています。これを 1 人当たりの年間経費に換算すると約 17,400 円となります。

また、ごみ処理の有料化状況では、家庭系可燃ごみ(直接搬入除く)を有料化しているのは 12 市町で、無料としている 7 市町を上回っています。

図－15 一般廃棄物処理事業経費等の推移



一般廃棄物処理事業経費＝ごみ処理経費＋し尿処理経費

一般廃棄物処理事業経費には、処理・維持管理費(人件費、処理費、委託費等)、建設・改良費(工事費、調査費等)、その他(清掃事務所の整備に係る経費等)が含まれる。

表－１０ 市町別ごみ処理における有料化状況（直接搬入ごみ※１を除く）（平成 22 年 12 月末現在）

市町名	家庭系可燃ごみ		家庭系資源ごみ (プラスチック類) ※2			家庭系不燃ごみ		家庭系粗大ごみ		事業系可燃ごみ		
	有料	徴収方法	無料	有料	徴収方法	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料
大津市			○			○		○	○		○	
彦根市			○			○		○	○		○	
長浜市	○	A				○		○	○		○	
近江八幡市			○	分別収集なし				○	○		○	
草津市	○	B		○	B			○	○		○	
守山市	○	A		○	A		○		○		○	
栗東市	○	A		○	A		○		○		○	
甲賀市	○	A		○	A			○	○		○	
野洲市	○	A		○	A		○		○		○	
湖南市	○	A		○	A			○	○		○	
高島市			○			○ ※3		○	○		○	
東近江市			○	分別収集なし				○	○		○	
米原市	○	A				○	○		○		○	
日野町			○	分別収集なし				○	収集なし 直接搬入は有料		○	
竜王町			○	分別収集なし				○		○ ※4	○	
愛荘町	○	A		分別収集なし			○		○		○	
豊郷町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
甲良町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
多賀町	○	A		分別収集なし			○			○	○	
合計	12		7	6		5	7	12	14	4	19	0

※1 直接搬入ごみ…住民や事業者によって、ごみ処理施設まで直接搬入されるごみ

※2 ペットボトル、白色トレイは除く

※3 分別収集を行っているのは、旧高島町地域のみ

※4 1年間に2回、拠点を設けて回収を実施(無料)。それ以外は、住民にごみ処理施設まで直接搬入してもらっている(有料)。

《徴収方法》

A：単純従量型。排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量に関わらず一定である。

B：超過量従量型。排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。

2 事務組合の組織状況

複数市町が共同で事務を行うため組織された事務組合では、廃棄物処理をはじめとした、様々な公共サービスを地域住民に提供しています。

平成 22 年 12 月末現在、一般廃棄物処理事業を行う県内事務組合は 8 団体となっています。

表－ 1 1 事務組合一覧(平成 22 年 12 月末現在)

事務組合名	設立年月日	郵便番号	所在地	電話番号	管内市町	事業内容
湖北広域行政事務センター	S40. 4. 5	526-0021	長浜市八幡中山町200	事務局 0749-62-7143 クリスタルプラザ 0749-62-7141 (可燃ごみ、資源ごみ)	長浜市 (旧の木之本町、余呉町、西浅井町地域を除く) 米原市	○ごみの収集運搬・中間処理・最終処分、業の許可及び施設建設の計画施行、資源化 ○し尿の収集運搬・中間処理・残渣の処理、業の許可及び施設建設の計画施行 ○火葬場 霊柩車
		526-0251	長浜市大依町1337	クリーンプラント 0749-74-3377 (不燃ごみ、粗大ごみ)		
		529-0367	長浜市湖北町海老江1049	第一プラント 0749-79-0181 (し尿)	長浜市 (旧の高月町、木之本町、余呉町、西浅井町地域を除く) 米原市	
		529-0708	長浜市西浅井町沓掛1313-1	伊香クリーンプラザ 0749-88-0088 (ごみ)	長浜市 (旧の木之本町、余呉町、西浅井町地域のみ)	
		529-0425	長浜市木之本町木之本2106	伊香衛生プラント 0749-82-5111 (し尿)	長浜市 (旧の高月町、木之本町、余呉町、西浅井町地域のみ)	
八日市布引ライフ組合	S41. 3. 3	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748-22-0465	東近江市 (旧の愛東町、湖東町地域を除く) 近江八幡市 (旧安土町地域のみ) 日野町 竜王町	○し尿の収集運搬・中間処理・残渣の処理 ○火葬場
中部清掃組合	S46. 5. 28	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155	東近江市 (旧の愛東町、湖東町地域を除く) 近江八幡市 (旧安土町地域のみ) 日野町 竜王町	○ごみの中間処理、最終処分、残渣の処理及び施設建設の計画施行、資源化
甲賀広域行政組合	S48. 4. 1	528-0005	甲賀市水口町水口6218 (平成23年4月1日以降)	事務局 0748-62-0056	甲賀市 湖南市	○ごみの中間処理、残渣の処理及び施設建設の計画施行 ○し尿の収集運搬・中間処理・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事務 ○広域行政圏計画の策定 ○市税の滞納整理 ○分収造林の運営管理
		528-0005	甲賀市水口町水口6458	第1施設 0748-62-0809		
		528-0005	甲賀市水口町水口6677	第2施設 0748-62-5454		
湖東広域衛生管理組合	S49. 9. 1	529-1162	犬上郡豊郷町八町500	豊楠苑 (事務局) 0749-35-4058	東近江市 (旧の愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○可燃ごみの中間処理並びに廃乾電池の処分及び施設の設置・運営・管理 ○し尿の収集運搬・中間処理・業の認可、施設建設の計画施行
		527-0102	東近江市平柳町3-1	リバースセンター 0749-45-0366		
愛知郡広域行政組合	S50. 4. 1	527-0108	東近江市小八木町16 (愛知郡消防本部 3 階)	0749-45-1416	東近江市 (旧の愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町	○ごみの最終処分及び施設建設の計画施行 ○消防事業 ○水道事業 ○火葬場 ○休日診療業務
湖南広域行政組合	H10. 4. 1	520-3024	栗東市小楠3-1-1	事務局 077-551-2727	草津市 守山市 栗東市 野洲市	○し尿の収集運搬・中間処理・業の許可・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事業 ○第二次救急医療に関する事務
		525-0015	草津市集町404-1	環境衛生センター 077-568-0251		
彦根愛知犬上広域行政組合	H12. 11. 1	529-1161	犬上郡豊郷町大字四十九院1252	事務局 0749-35-0015	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○ごみの最終処分の施設建設の計画、施行 ○火葬場 ○新しいごみ処理施設建設に関する事務
		522-0013	彦根市中山町381-1	中山投棄場 0749-26-5250	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	

3 一般廃棄物処理施設等の整備状況

(1) 焼却処理施設

表－１２ 焼却処理施設一覧(平成 22 年 12 月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (t/日)	炉型式	使用開始 年度	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市環境美化センター	180	全連続運転	1988	520-0823	大津市膳所上別保町 785-1	077-531-0230
② "	大津市北部クリーンセン ター	170	全連続運転	1989	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
③ 彦根市	彦根市清掃センター	90	バッチ運転	1977	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-24-3879
④ 近江八幡市	近江八幡市立第2クリーン センター	100	准連続運転	1982	523-0087	近江八幡市北津田町 159	0748-32-4394
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター	150	准連続運転	1997	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
⑥ 守山市	守山市環境センター	90	全連続運転	1985	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	76	全連続運転	2002	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター	90	全連続運転	1982	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
⑨ 高島市	高島市環境センター	75	全連続運転	2002	520-1644	高島市今津町途中谷 236	0740-24-0031
⑩ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続運転	1998	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑪ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	28	バッチ運転	1997	529-0708	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
⑫ 中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続運転	2007	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155
⑬ 甲賀広域行政 組合	甲賀広域行政組合衛生セン ター 第2施設	150	准連続運転	1995	528-0005	甲賀市水口町水口6677	0748-62-5454

図-16 焼却処理施設位置図(平成22年12月末現在)

- ① 大津市環境美化センター
- ② 大津市北部クリーンセンター
- ③ 彦根市清掃センター
- ④ 近江八幡市立第2クリーンセンター
- ⑤ 草津市立クリーンセンター
- ⑥ 守山市環境センター
- ⑦ 栗東市環境センター
- ⑧ 野洲クリーンセンター
- ⑨ 高島市環境センター
- ⑩ 湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ
- ⑪ 湖北広域行政事務センター
伊香クリーンプラザ
- ⑫ 中部清掃組合 日野清掃センター
- ⑬ 甲賀広域行政組合
衛生センター第2施設



実線は各処理施設による処理地域を表しています。

表-13 焼却施設ダイオキシン類自主検査測定結果一覧(平成21年度測定結果)

施設名称		排出ガス 測定結果 (ngTEQ/m ³ N)	ダイオキシン類 排出基準 (ngTEQ/m ³ N)	試料採取日
大津市環境美化センター	1号炉	0.076	5	H21. 8
	2号炉	0.30		H21. 8
大津市北部クリーンセンター	1号炉	0.073	5	H21.10
	2号炉	0.059		H21.10
彦根市清掃センター	1号炉	0.0040	5	H21.10
	2号炉	0.017		H21.10
	3号炉	0.00076		H21.10
近江八幡市立 第2クリーンセンター	1号炉	0.10	5	H21.11
	2号炉	0.038		H21.11
草津市立クリーンセンター	1号炉	0.019	5	H21. 6
	2号炉	0.010		H21. 6
	3号炉	0.021		H21. 6
守山市環境センター	A 炉	0.047	10	H21. 9
	B 炉	0.0015		H21. 9
栗東市環境センター	1号炉	0.0040	5	H21.10
	2号炉	0.011		H21.11
野洲クリーンセンター	1号炉	0.033	10	H21. 8
	2号炉	0.034		H21. 8
高島市環境センター	1号炉	0.011	5	H21. 9
	2号炉	0.013		H21. 9
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	1号炉	0.015	5	H21. 9
	2号炉	0.0020		H21. 9
湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	1号炉	0.76	10	H21.10
	2号炉	1.5		H21.10
中部清掃組合 日野清掃センター	1号炉	0.00031	1	H21. 8
	2号炉	0.0000078		H21. 8
	3号炉	0.0016		H21. 8
甲賀広域行政組合 衛生センター第2施設	1号炉	0.17	5	H21.10
	2号炉	0.20		H21.10
	3号炉	0.084		H21.10

●ダイオキシン類削減対策の推進

平成9年度の廃棄物処理法施行令および施行規則の改正により、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準の設定、焼却施設の構造・維持管理基準の強化等が図られました。既存の焼却施設については、これら基準が段階的に適用されてきましたが、平成14年12月から、完全施行（14年規制）されました。

県では、稼働中の廃棄物焼却施設について、立入検査や排出ガスについての行政検査を順次行い、基準適合状況を確認しています。

なお、平成21年度に実施した17施設の排ガス行政検査の結果、排出基準を超過した施設はありませんでした。

廃棄物処理法に基づく許可・届出等施設

区分	平成21年度末現在
一般廃棄物焼却施設 ※1	13
産業廃棄物焼却施設 ※2	18
その他の産業廃棄物焼却施設 ※3	6

※1 市長等が設置する家庭ごみ等の焼却施設

※2 汚泥、廃油、廃プラスチック類等の処理能力が一定規模以上の産業廃棄物焼却施設

※3 上記の許可（届出）の対象とならない施設で、産業廃棄物中間処理業者が設置するもの



井上 奏子さん（河瀬中学校2年）の作品

(2) 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等

表－14 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等一覧(平成22年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市北部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 大型ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ (缶、ビン、ペットボトル)	選別 破碎・圧縮	45	1991	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
"	大津市北部クリーンセンター (プラスチック容器資源化施設)	プラスチック製容器包装類	選別 圧縮・梱包	10	2006	"	"	"
② "	大津市再資源化施設	直接搬入ごみ 金属類 ガラス類 ペットボトル	選別 圧縮・梱包	21	1986	520-2263	大津市大石中6-5-1	077-546-3081
③ 彦根市	彦根市清掃センター (粗大ごみ処理場)	粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎・圧縮	50	1979	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-24-3879
"	彦根市清掃センター (びん選別装置)	ガラス類	選別	8	1991	"	"	"
"	彦根市清掃センター (缶選別圧縮装置)	金属類	選別 その他	4.9	1997	"	"	"
"	彦根市清掃センター (ペットボトル圧縮梱包装置)	ペットボトル	圧縮・梱包	1	2001	"	"	"
"	彦根市清掃センター (プラスチックごみ減容装置)	不燃ごみ	熱風溶融圧縮	7.5	1988	522-0056	彦根市開出今町1330	"
④ 近江八幡市	近江八幡市立第2クリーンセ ンター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎	32	1991	523-0087	近江八幡市北津田町159	0748-32-4394
"	近江八幡市立第2クリーンセ ンター (資源ごみ処理施設)	紙類 金属類 ペットボトル	圧縮・梱包	2	1998	"	"	"
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター (破碎ごみ処理施設)	粗大ごみ その他	破碎	10	1996	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
"	草津市立クリーンセンター (金属処理施設)	金属類	選別 圧縮	10	"	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (ペットボトル圧縮梱包施設)	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1.5	2003	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (プラスチック圧縮梱包処理 施設)	プラスチック	選別 圧縮・梱包	9	2005	"	"	"
⑥ 守山市	守山市環境センター (粗大ごみ処理施設)	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ その他	破碎・圧縮	30	1986	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
"	守山市環境センター (アルミセパレーター)	金属類	選別	6	1992	"	"	"
"	守山市環境センター (プラスチック類圧縮減容梱 包機)	ペットボトル プラスチック	圧縮・梱包	4	2000	"	"	"
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎	6	2002	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 直接搬入ごみ 事業系生ごみ その他	選別 圧縮・梱包 ごみ堆肥化	26	"	"	"	"
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ	破碎・圧縮	25	1986	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
"	野洲クリーンセンター (資源化施設)	ペットボトル プラスチック	選別 圧縮・梱包	4.8	1998	"	"	"
⑨ 湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	22	1997	520-3252	湖南市岩根136	0748-75-3933
"	"	ペットボトル	圧縮・梱包	1.6	"	"	"	"
"	"	金属類	圧縮	6.2	"	"	"	"
⑩ 高島市	高島市環境センター	粗大ごみ	破碎・圧縮	15	2004	520-1644	高島市今津町途中谷236 番地	0740-24-0031
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 その他資源ごみ	選別 圧縮・梱包	10	"	"	"	"
⑪ 湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎	40	1990	526-0251	長浜市大依町1337	0749-74-3377
⑫ "	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)	プラスチック	選別 圧縮・梱包	6.8	1999	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑬ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	5	1997	529-0708	長浜市西浅井町番掛 1313-1	0749-88-0088
"	"	直接搬入ごみ 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック	選別 圧縮・梱包	3	"	"	"	"
⑭ 中部清掃組合	中部清掃組合 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	50	1994	521-1212	東近江市種町528	0748-42-2294
"	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	ペットボトル	圧縮・梱包	1.5	1998	"	"	"
⑮ "	中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター	紙類 プラスチック その他資源ごみ	圧縮・梱包 その他	1.9	2007	529-1663	蒲生郡日野町北脇 1-1	0748-53-0155
⑯ 湖東広域衛生管理組合	湖東広域衛生管理組合 リハースセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997	527-0102	東近江市平柳町3-1	0749-45-0366

図-17 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等位置図(平成22年12月末現在)

- ① 大津市北部クリーンセンター
- ② 大津市再資源化施設
- ③ 彦根市清掃センター
- ④ 近江八幡市立第2クリーンセンター
- ⑤ 草津市立クリーンセンター
- ⑥ 守山市環境センター
- ⑦ 栗東市環境センター
- ⑧ 野洲クリーンセンター
- ⑨ 湖南市リサイクルプラザ
- ⑩ 高島市環境センター
- ⑪ 湖北広域行政事務センター
クリーンプラント

- ⑫ 湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)
- ⑬ 湖北広域行政事務センター
伊香クリーンプラザ
- ⑭ 中部清掃組合
粗大ごみ処理施設
能登川リサイクルセンター
- ⑮ 中部清掃組合
日野清掃センター
リサイクルセンター
- ⑯ 湖東広域衛生管理組合
リバースセンター



実線は各処理施設による処理地域を表しています。

(3) 埋立処分地

表－15 埋立処分地一覧(平成22年12月末現在)

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	平成21年度 埋立実績量 (m ³ /年度)	平成21年度末 残余容量 (m ³)	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	19,200	225,600	4,798	41,393	山間	1994	有	有
"	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14,600	171,000	6,345	71,985	山間	2001	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24,800	157,514	3,495	107,308	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9,260	32,000	1,477	25,661	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4,710	24,000	87	2,306	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14,300	38,500	790	6,277	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7,800	32,000	960	27,413	平地	2002	有	有
高島市	今津不燃物処理場	7,800	57,000	1,387	14,373	山間	1991	有	有
"	朽木不燃物処理場	2,430	5,368	38	1,947	山間	1984	有	有
"	高島横山不燃物処理場	5,200	19,600	84	1,171	山間	1984	有	有
"	新旭不燃物処分場	10,808	160,400	0	0	山間	1968	無	無
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12,122	36,500	140	27,738	平地	1987	無	無
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	18,700	201,672	2,581	27,731	山間	1990	有	有
"	余呉一般廃棄物 最終処分場	6,800	35,800	996	7,637	山間	1986	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14,000	75,000	2,174	43,925	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5,600	28,200	131	21,910	山間	1988	無	無
彦根愛知犬上広 域行政組合	中山投棄場	26,000	237,000	6,010	57,702	山間	1998	有	有

●散在性ごみ対策

散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所に散乱しているたばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、湖岸に放置されている釣り糸や釣り針等を指します。琵琶湖をかかえる本県においては、これらの散在性ごみの多くが、降雨などによって大小の河川を通じて、琵琶湖に流れ込んでいます。それらが湖辺のごみとなり、美しい景観を損なうとともに、水鳥等の生物にも影響を及ぼしています。

こうしたことから、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」を制定し、「ポイ捨てごみのない美しい湖国滋賀」を目指して、県民・事業者・行政が一体となって環境美化活動等を実施するとともに、ポイ捨て防止のための普及啓発や意識高揚を図ってきました。さらに平成14年には、環境美化監視員を設置し、より一層普及啓発と監視・パトロールを強化するとともに、ポイ捨てごみの回収命令違反には2万円以下の罰金を設けて、県内各地で公開取締りを定期的実施するなど、取締り面でも強化を図っています。

県内の散在性ごみの現状は、毎年実施される県下一斉清掃の回収ごみ量をみると減少傾向にあります。また、まだまだポイ捨てごみの多いところがあります。特に、湖岸ではレジャー客が出すごみ、駅前や渋滞する交差点付近ではたばこの吸い殻が多く見受けられます。

このため、さらに監視・パトロールを強化するとともに、啓発についてもパトロール車による啓発等を実施し、県民との協働による「淡海エコフオスター制度」で、地域の環境美化活動を支援して、ごみが捨てられない、ごみが捨てにくい環境づくりに努めています。

●淡海エコフオスター事業

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が知事または市町長との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成22年12月末現在の活動団体数は次のとおりです。

◆地域別		(単位：団体)		◆団体別（平成22年12月末現在） 住民団体：21% 企業：78% その他：1%
管内	平成21年12月末現在 累計	平成22年12月末現在 累計	◆活動場所別（平成22年12月末現在） 道路：80% 河川：15% その他：5%	
県管理地域小計	504	497		
県庁直轄	40	42		
南部環境・総合事務所	70	70		
甲賀環境・総合事務所	48	46		
東近江環境・総合事務所	138	126		
湖東環境・総合事務所	67	65		
湖北環境・総合事務所	104	109		
高島環境・総合事務所	37	39		
市町管理地域小計	20	20		
合計	524	517		

(4) し尿処理施設

表-16 し尿処理施設一覧(平成22年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (k1/日)	処理方法	高度処理			使用開始 年度	郵便番号	所在地	電話番号
				N (生物脱窒)	P (凝集分離処理)	その他				
① 大津市	大津市南部衛生プラント	90	低二段＋高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1985	520-2273	大津市羽栗1-18-1	077(546)1203
② "	大津市志賀衛生プラント	23	膜分離高負荷脱窒素＋ 高度処理	○	○	活性炭	2006	520-0503	大津市北比良1039-3	077(596)1331
③ 彦根市	彦根市衛生処理場	156	好気性消化＋ 活性汚泥＋ 高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1978	522-0056	彦根市開出今町 1330	0749(24)2497
④ 高島市	高島市衛生センター	70	標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	1976	520-1621	高島市今津町今津 770	0740(22)2725
⑤ 湖北広域行政事務 センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	低二段＋高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1983	529-0367	長浜市湖北町海老 江1049	0749(79)0181
⑥ "	湖北広域行政事務センター 伊香衛生プラント	40	高負荷＋高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	1983	529-0425	長浜市木之本町木 之本2106	0749(82)5111
⑦ 八日市布引ライ フ組合	八日市布引ライフ組合 衛生センター	255	標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1996	527-0066	東近江市柴原南町 1590	0748(22)0465
⑧ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設	185	メタン発酵＋ 標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	2006	528-0005	甲賀市水口町水口 6458	0748(62)0809
⑨ 湖東広域衛生管理 組合	湖東広域衛生管理組合 豊構苑	80	標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1979	529-1162	犬上郡豊郷町大字 八町500	0749(35)4058
⑩ 湖南広域行政組合	湖南広域行政組合 環境衛生センター	168	高負荷生物脱窒素＋ 高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	2001	525-0015	草津市集市404-1	077(568)0251

図-18 し尿処理施設位置図(平成22年12月末現在)

- ① 大津市南部衛生プラント
- ② 大津市志賀衛生プラント
- ③ 彦根市衛生処理場
- ④ 高島市衛生センター
- ⑤ 湖北広域行政事務センター
第1プラント
- ⑥ 湖北広域行政事務センター
伊香衛生プラント
- ⑦ 八日市布引ライフ組合
衛生センター
- ⑧ 甲賀広域行政組合
衛生センター第1施設
- ⑨ 湖東広域衛生管理組合
豊楠苑
- ⑩ 湖南広域行政組合
環境衛生センター

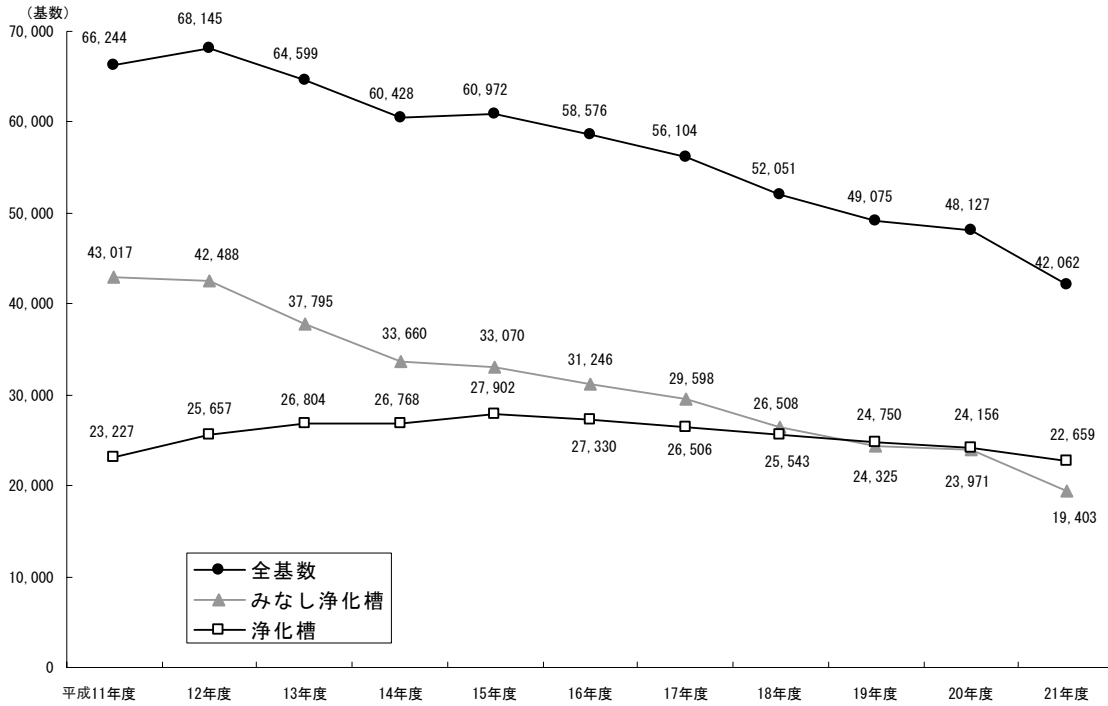


実線は各処理施設による処理地域を表しています。

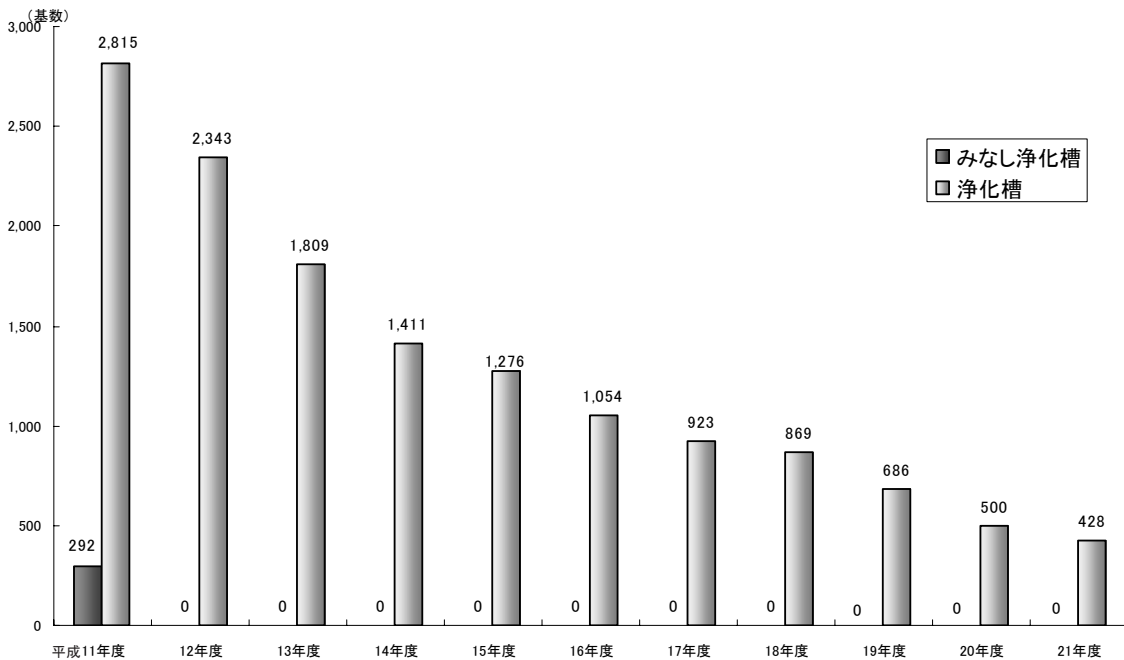
(5) 浄化槽

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を含めた浄化槽の設置数は図－19のとおりで、平成13年度から減少しており、平成21年度末現在42,062基となっています。なお、みなし浄化槽については、平成12年度から新設はありません。

図－19 浄化槽設置基数の推移



図－20 浄化槽新規設置基数の推移



表－１７ 市町別 県費補助による合併処理浄化槽新規設置基数の推移

(基数)

年度 市町名	平成 11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
大津市	85	69	58	48	67	68	52	57	49	48	43
彦根市	87	172	150	110	115	91	70	37	33	35	27
長浜市	82	70	55	21	9	4	5	4	3	1	6
近江八幡市	106	148	132	77	80	54	56	30	52	44	77
草津市	44	75	72	41	25	35	27		2	1	2
守山市	6	4	3	1			1	1	2		1
栗東市	61	31	27	25	32	18	18				
甲賀市	213	225	276	154	198	102	51	35	18		22
野洲市	2	2	2		1	4		2	1	1	
湖南市	57	73	46	36	41	36	36			26	
高島市	156	153	179	104	101	98	58	34	23	25	24
東近江市	190	216	128	68	47	30	19	24	14	16	9
米原市	71	61	53	21	12	6	4	2		1	
安土町	33	29	31	18	23	10	5	4	4	14	2
日野町	67	74	31	17	18	27	21	5	12	7	7
竜王町	12	21	28		14	10	6	7	5	5	5
愛荘町	2	1		1	1						
豊郷町	12										
甲良町	17	17	19	9	5	3				1	
多賀町	11	10	9	7	4	10	9	7	3	4	14
虎姫町	22	12	9								
湖北町		1			6						
高月町	23	19	4	4							
木之本町	15	19	9	4	4	3	6	2	1	1	
余呉町		1									
西浅井町	2		1				1	1	2	1	1
合計	1,376	1,503	1,322	766	803	609	445	252	224	231	240
県費補助金(千円)	415,287	325,412	259,243	149,287	149,360	109,339	77,732	36,242	35,427	31,573	36,810

市町については、平成21年3月31日現在における市町単位にあわせています。

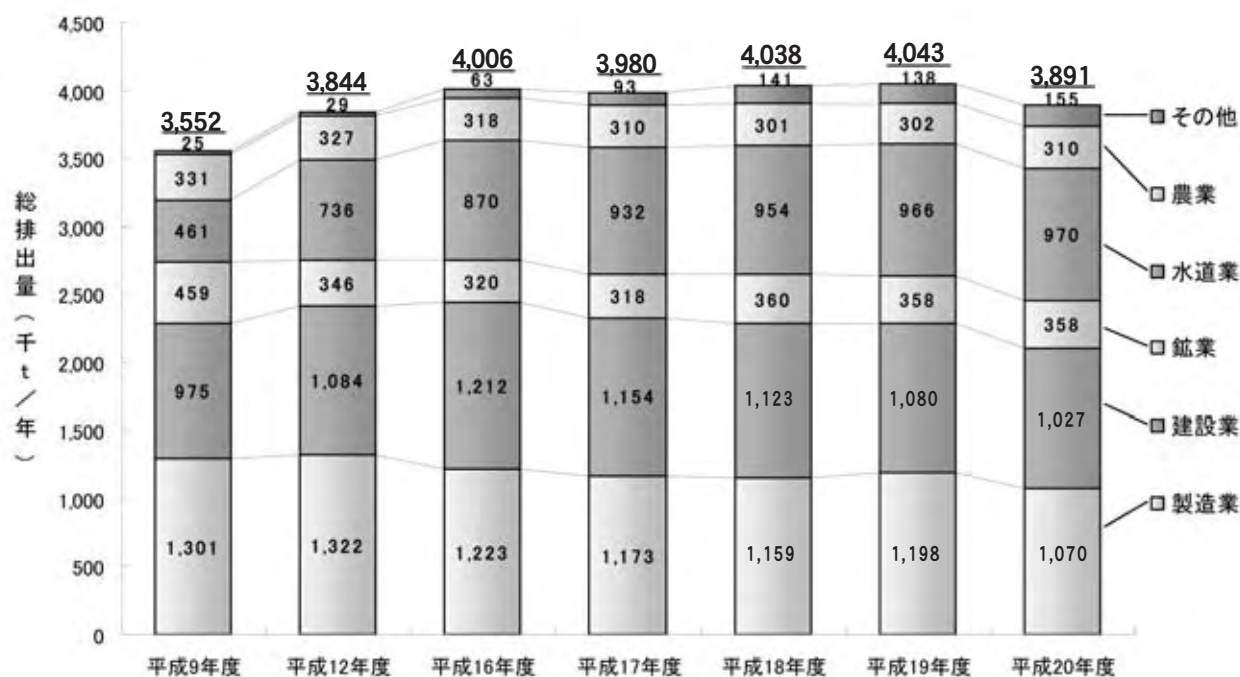
V 産業廃棄物の概要

1 産業廃棄物の排出量

(1) 産業廃棄物の総排出量

平成20年度における産業廃棄物の総排出量は3,891千tとなっており、前年度に比べ減少しています。このうち、製造業が1,070千tで最も多く、次いで建設業が1,027千t、水道業（下水道業を含む）が970千tとなっています。

図-21 産業廃棄物の総排出量の推移



(2) 産業廃棄物の種類別排出量

平成 20 年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が 2,081 千 t で最も多く、次いで、がれき類が 777 千 t となっています。

表－18 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（平成 20 年度）

(千t/年)

	合計		前年度	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
		構成比							
燃え殻	4	0%	7				4		0
汚泥	2,081 (450)	53%	2,145		354	56	686	969	16
廃油	59	2%	69			1	43	0	15
廃酸	26	1%	29			0	22	0	4
廃アルカリ	99	3%	97			1	91	0	8
廃プラスチック類	146	4%	153	0	0	26	69	0	51
紙くず	6	0%	13			5	1		
木くず	84	2%	90			84	1		
繊維くず	0	0%	0			0	0		
動植物性残さ	15	0%	11				15		
ゴムくず	1	0%	0			0	0		0
金属くず	43	1%	34			11	9	0	23
ガラス陶磁器くず	131	3%	109	0		28	86	0	16
鉱さい	48	1%	58		5	0	38		5
がれき類	777	20%	882			777			
ばいじん	1	0%	2				1	0	0
家畜ふん尿	310	8%	302	310					
家畜の死体			0						
その他の産業廃棄物	59	2%	40			38	4	0	17
合計	3,891 (2,260)	100%	4,043	310	358	1,027	1,070	970	155

()内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。



岩本 汀さん（守山市立守山中学校 1 年）の作品

2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,891 千 t のうち、96.7% に当たる 3,764 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 1,988 千 t (51.1%) が減量されています。また、総排出量の 46.0% に当たる 1,791 千 t が再生利用され、2.9% に当たる 112 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率はがれき類や家畜ふん尿等において高くなっています。

図-22 県内で発生する産業廃棄物の処理状況 (平成20年度)

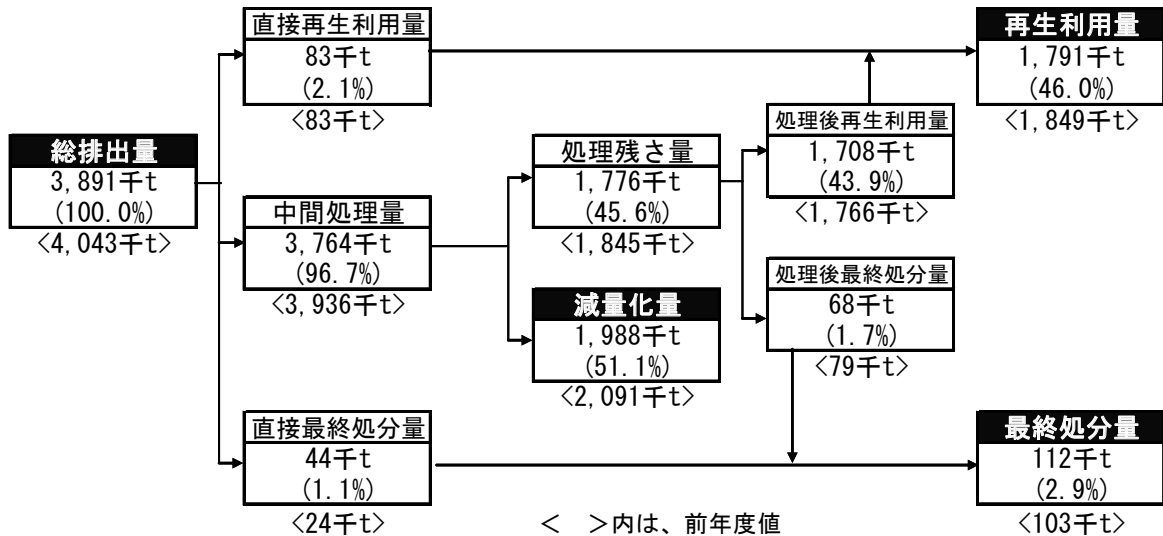


図-23 産業廃棄物処理量の推移

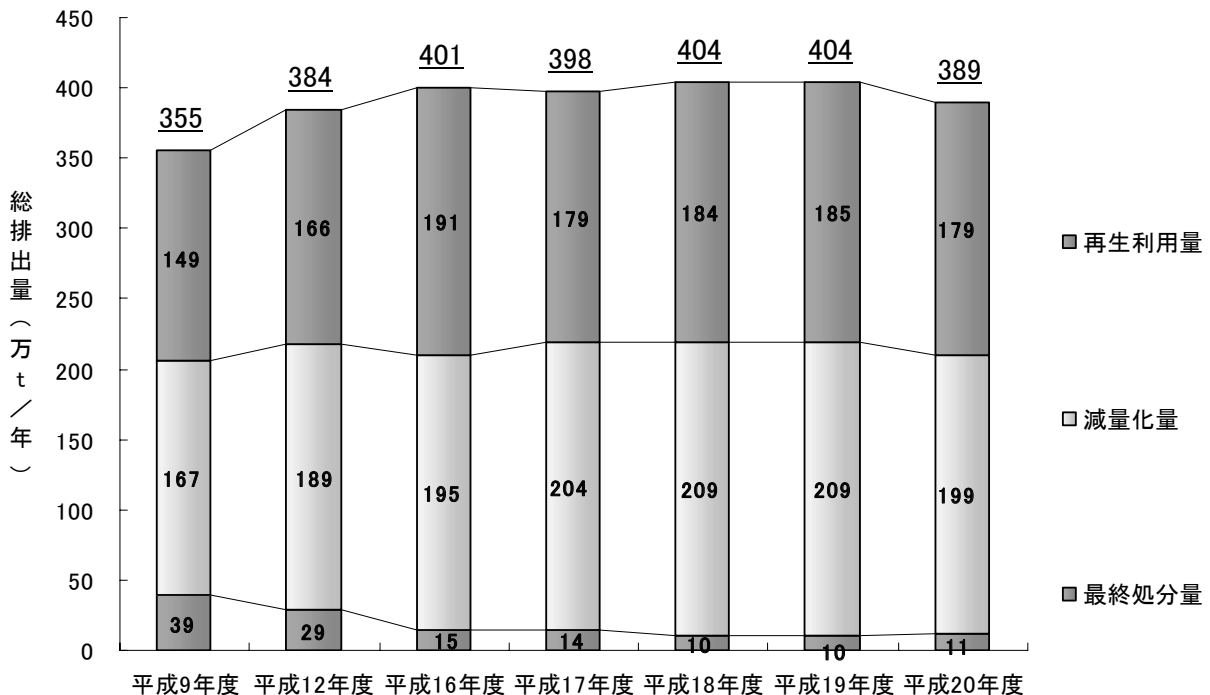
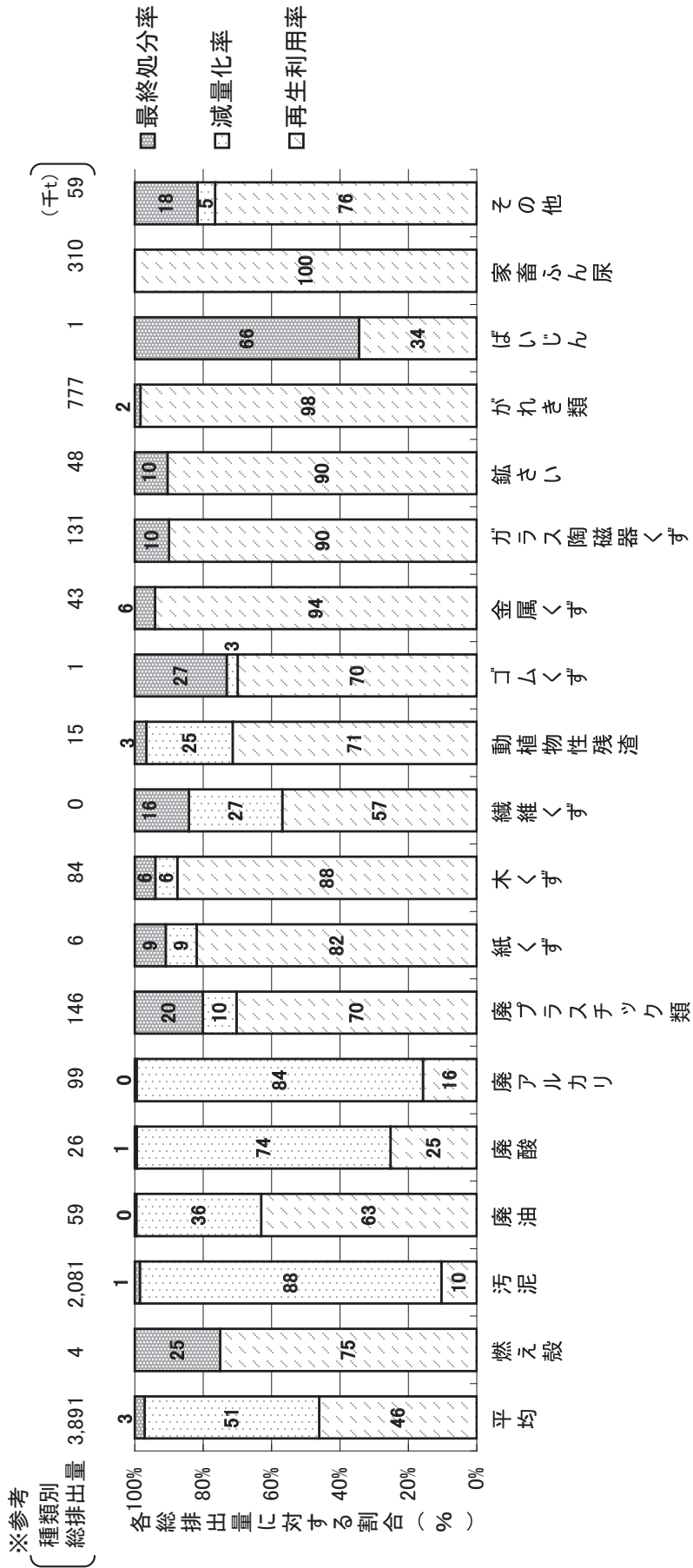


図-24 産業廃棄物の種類別処理率(平成20年度)



●リサイクル製品認定制度

資源循環型社会づくりを進めるために、ごみの発生抑制や再利用を進めることが不可欠です。一方、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルし、製造された製品が広く利用されることも必要です。

このため、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生するこれらの資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たすリサイクル製品を県が認定する「リサイクル製品認定制度」を平成17年3月に創設しました。



ピワクルエコ製品

●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取り組みを進めていますが、この一環として、平成16年1月に、滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量を超えて搬入した事業者に税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の4つの目的に資する事業に充てることとしております。

これまでに、上記の「リサイクル製品認定事業」や、排出事業者等の産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発に対し補助を行う「産業廃棄物減量化技術研究開発推進事業」などを、本税収を用いて実施しています。

3 産業廃棄物処理業者の状況

(1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、平成 20 年度に収集運搬業者が排出事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 2,029,143t となりました（県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません）。

(2) 中間処理施設での処理状況

平成 20 年度における県内の中間処理施設による処理量は、2,058,882t であり、このうち民間の排出事業者・処理業者による処理が 1,993,427t と 97%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、がれき類が 1,220,645t、汚泥が 369,142t であり、これらで全体の 77%を占めています。

表－19 中間処理施設での処理量(平成 20 年度)

設置主体 廃棄物名		民間		公共		合計
		排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
汚泥		219,490	85,197	64,455	0	369,142
	脱水	204,546	64,383	64,367	0	333,296
	乾燥	11,343	0	88	0	11,431
	焼却	2,902	16,296	0	0	19,198
	その他	699	4,518	0	0	5,217
がれき類		0	1,220,645	0	0	1,220,645
廃油		1,894	94,981	0	0	96,875
	油水分離	1,880	39,622	0	0	41,502
	焼却	14	41,077	0	0	41,091
	その他	0	14,282	0	0	14,282
廃酸・廃アルカリ		23,630	40,448	0	0	64,078
廃プラスチック類		5,966	93,761	0	498	100,225
	焼却	1,946	3,721	0	498	6,164
	破碎	4,021	76,390	0	0	80,411
	その他	0	13,650	0	0	13,650
木くず		159	116,317	0	132	116,607
紙くず		3	7,637	0	216	7,856
その他の廃棄物		2,766	80,533	0	155	83,454
合計		253,908	1,739,519	64,455	1,000	2,058,882

※公共には、公共関与の処理業者分を含む。

(3) 最終処分場での処理状況

平成 20 年度における県内の最終処分場による処理量は、158,214t であり、このうち民間の排出事業者・処理業者による処理が 139,323t と全体の 88%を占めています。

表－20 最終処分場での処理量(平成 20 年度)

(t/年)

施設の種類	民間		公共		合計
	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
安定型	150	139,173	245	0	139,568
管理型	0	0	366	18,280	18,646
合計	150	139,173	611	18,280	158,214

齊藤 陸さん（守山市立守山中学校 1 年）の作品



集治 紗耶さん（守山市立守山中学校 1 年）の作品

(4) 許可登録状況

平成 20 年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は 2,754 業者で、このうち収集運搬のみを行う業者は 2,640 業者と、全体の 96%となっています。

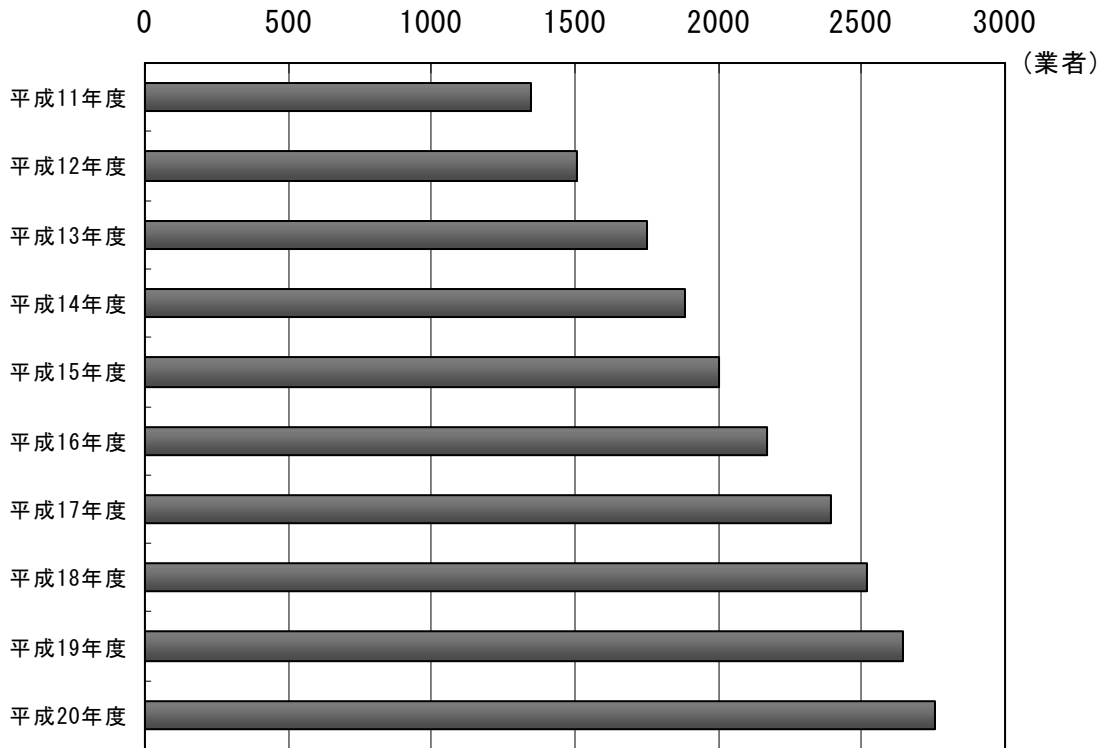
表－２１ 産業廃棄物処理業 許可業者数（平成 20 年度末現在）

許可形態 \ 県内外別	全体	県内業者	県外業者
産業廃棄物処理業者全体	2,754	981	1,773
収集運搬のみ	2,640	882	1,758
中間処理のみ	12	8	4
最終処分のみ	2	2	
収集運搬＋中間処理	90	79	11
収集運搬＋最終処分	1	1	
中間処理＋最終処分	1	1	
収集運搬＋中間処理＋最終処分	8	8	

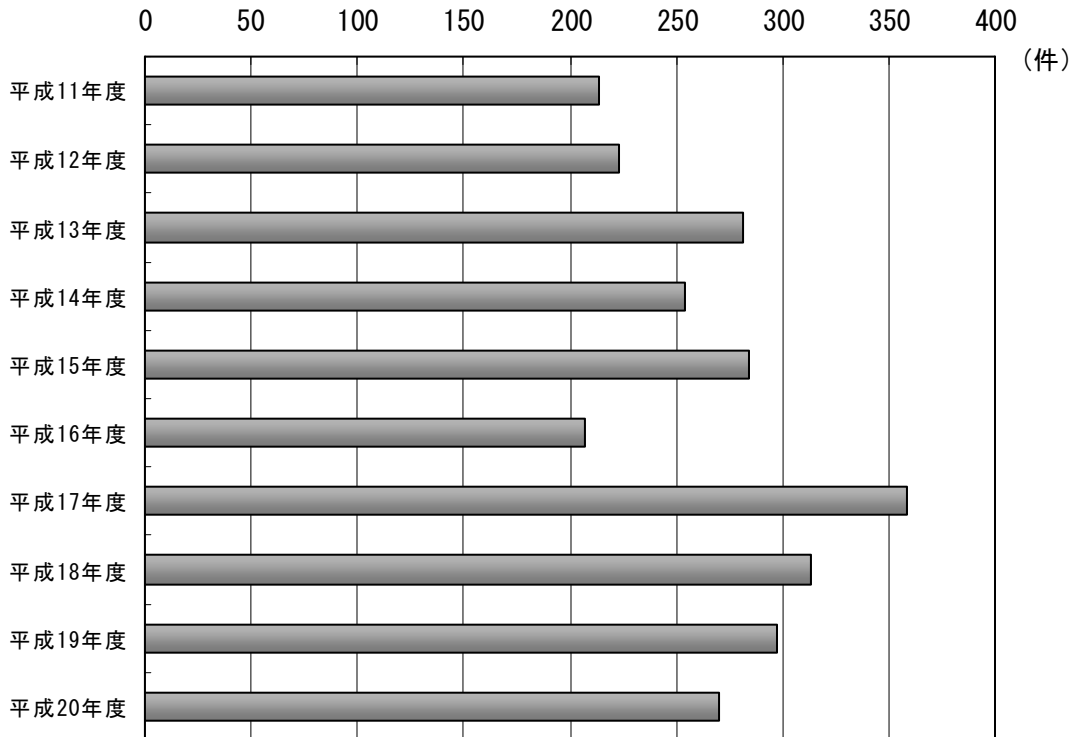
表－２２ 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数（平成 20 年度）

許可等の種類	収集運搬	処分業		
		中間処理	最終処分	中間・最終
新規許可	265	4	1	0
更新許可	452	21	1	1
業廃止等	155	7	0	0

図－２５ 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移



図－２６ 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移



4 産業廃棄物処理施設の状況

平成 20 年度末における産業廃棄物処理施設は 228 施設で、このうち中間処理施設が 195 施設、最終処分場が 33 施設となっています。

表－23 焼却処理施設の設置状況(平成 20 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (区分ごとの合計)
汚泥の焼却施設	6	114 (m ³ /日)
廃油の焼却施設	3	89 (m ³ /日)
廃プラスチック類の焼却施設	12	86 (t/日)
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	16	144 (t/日)
計	37	-

表－24 焼却以外の中間処理施設の設置状況(平成 20 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (施設の種類ごとの合計)
汚泥の脱水施設	52	3,370 (m ³ /日)
汚泥の乾燥施設(機械)	2	79 (m ³ /日)
廃油の油水分離施設	4	678 (m ³ /日)
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	168 (m ³ /日)
廃プラスチック類の破碎施設	29	1,749 (t/日)
木くず又はがれき類の破碎施設	69	29,789 (t/日)
計	158	-

表－２５ 最終処分場の設置状況(平成 20 年度末現在)

設置主体		施設の種類	安定型	管理型	遮断型	計
排出事業者 (民間)	施設数	11	1	0	0	12
	面積(m ²)	149,055	5,999	0	0	155,054
	容積(m ³)	499,477	3,312	0	0	502,789
	残容積(m ³)	39,619	1,887	0	0	41,506
処理業者 (民間)	施設数	17	0	0	0	17
	面積(m ²)	254,309	0	0	0	254,309
	容積(m ³)	2,689,876	0	0	0	2,689,876
	残容積(m ³)	671,751	0	0	0	671,751
公 共	排出事業者	施設数	1	0	0	1
		面積(m ²)	21,756	0	0	21,756
		容積(m ³)	52,044	0	0	52,044
		残容積(m ³)	0	0	0	0
	処理業者	施設数	0	3	0	3
		面積(m ²)	0	167,718	0	167,718
		容積(m ³)	0	1,855,427	0	1,855,427
		残容積(m ³)	0	1,308,242	0	1,308,242
公 共 計	施設数	1	3	0	4	
	面積(m ²)	21,756	167,718	0	189,474	
	容積(m ³)	52,044	1,855,427	0	1,907,471	
	残容積(m ³)	0	1,308,242	0	1,308,242	
計	施設数	29	4	0	33	
	面積(m ²)	425,120	173,717	0	598,837	
	容積(m ³)	3,241,397	1,858,739	0	5,100,136	
	残容積(m ³)	711,370	1,310,129	0	2,021,499	

表－２６ 処理施設の新規設置許可件数(平成 20 年度)

	新規設置許可件数	
中間処理施設	2件	
	(内訳) 廃プラスチック類の破碎施設	1施設
	がれき類の破碎施設	1施設
最終処分場	0件	

5 公共関与による産業廃棄物処理事業

公共が関与した産業廃棄物処理事業主体としては現在2団体が設立されており、このうち(財)大津市産業廃棄物処理公社については、現在、埋立処分場で受入を停止しています。

また、(財)滋賀県環境事業公社については、新しい管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備に取り組み、平成20年10月30日に供用開始しました。

表－27 公共関与による産業廃棄物処理事業の概要（平成22年12月末現在）

事業主体の名称	財団法人 大津市産業廃棄物処理公社
所在地	大津市御陵町3番1号
施設の名称および所在地	大津クリーンセンター (埋立処分場) 大津市大石淀3丁目17番22号 TEL077-546-3081 (中間処理施設) 大津市大石中6丁目5番1号 TEL077-546-3081
出資団体および出資金額の内訳	基本財産 10,000千円 (大津市出資)
設立年月日	昭和53年7月28日
事業開始	昭和58年12月1日
事業内容	中間処理：破砕、焼却 埋立処分(管理型) 埋立面積：49,000m ² 全体埋立容量：340,300m ³
受入廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの

事業主体の名称	財団法人 滋賀県環境事業公社
所在地	甲賀市甲賀町神645番地 TEL0748-88-9191
施設の名称および所在地	クリーンセンター滋賀 甲賀市甲賀町神645番地
出資団体および出資金額の内訳	事業者 27,700千円 基本財産 55,700千円 県 18,000千円 市町 10,000千円
設立年月日	昭和57年12月16日
事業開始	平成20年10月30日
事業内容	埋立処分(管理型) 埋立面積：98,000m ² 全体埋立容量：1,300,000m ³
受入廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、建設系混合廃棄物、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物

6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等を保管する事業者については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）第3条の規定により、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定められているとともに、同法第8条の規定により、毎年度、その保管・使用状況等に関して都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）に届出書を提出することを義務づけられています。

平成17年から平成20年の年度末における、PCB廃棄物の保管等の状況について事業者から本県に対し届け出られたものは、表-28、29のとおりです。

これらPCB廃棄物については、関係法令の他、滋賀県が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、平成28年度までにその全量の適正処理を行います。

表-28 PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)
高圧トランス	49	162	63	232	70	306	79	335
高圧コンデンサ	697	3,373	725	3,450	727	3,506	723	3,248
低圧トランス	7	37	10	49	9	21	12	29
低圧コンデンサ	103	11,475	106	13,974	110	13,366	114	13,626
柱上トランス	1	2	1	2	1	1	1	1
安定器	156	90,330	160	90,134	163	87,510	168	89,506

表-29 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況

廃棄物の種類	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)
高圧トランス	10	37	17	68	17	51	28	75
高圧コンデンサ	103	235	90	215	78	192	70	179
低圧トランス	1	1	1	1	1	1	1	1
低圧コンデンサ	7	419	6	406	3	18	2	17
柱上トランス ※	1	100,000	0	0	0	0	0	0
安定器	11	613	10	612	11	941	11	941

※柱上トランスについては平成18年度から、関西電力が使用を停止、また甲賀変電所が保管場所でなくなった。

7 監視指導等の状況

「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成 21 年滋賀県告示第 77 号）に基づき平成 21 年度に行った事業所等に対する立入調査は 405 件、法に基づく行政処分は、24 件でした。

また、平成 21 年における廃棄物処理法違反による検挙件数は 105 件、検挙者数は 127 人でした。

表－30 立入検査の件数

	件数	
	平成20年度	平成21年度
立入対象施設数	434	376
立入施設数	379	376
立入施設延べ数	517	405

表－31 行政処分等の件数(平成 21 年度)

行政処分等	件数
改善命令	0
措置命令	1
処理施設使用停止命令	0
処理業許可停止命令	0
処理業許可取消	23
処理業不許可	0
指導票交付	6

表－32 廃棄物処理法違反による検挙件数等の推移

	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
検挙件数(件)	54	65	94	119	87	90	88	81	83	82	105
検挙者数(人)	57	79	87	118	63	89	104	106	104	102	127

検挙件数は、年単位での集計になっています。



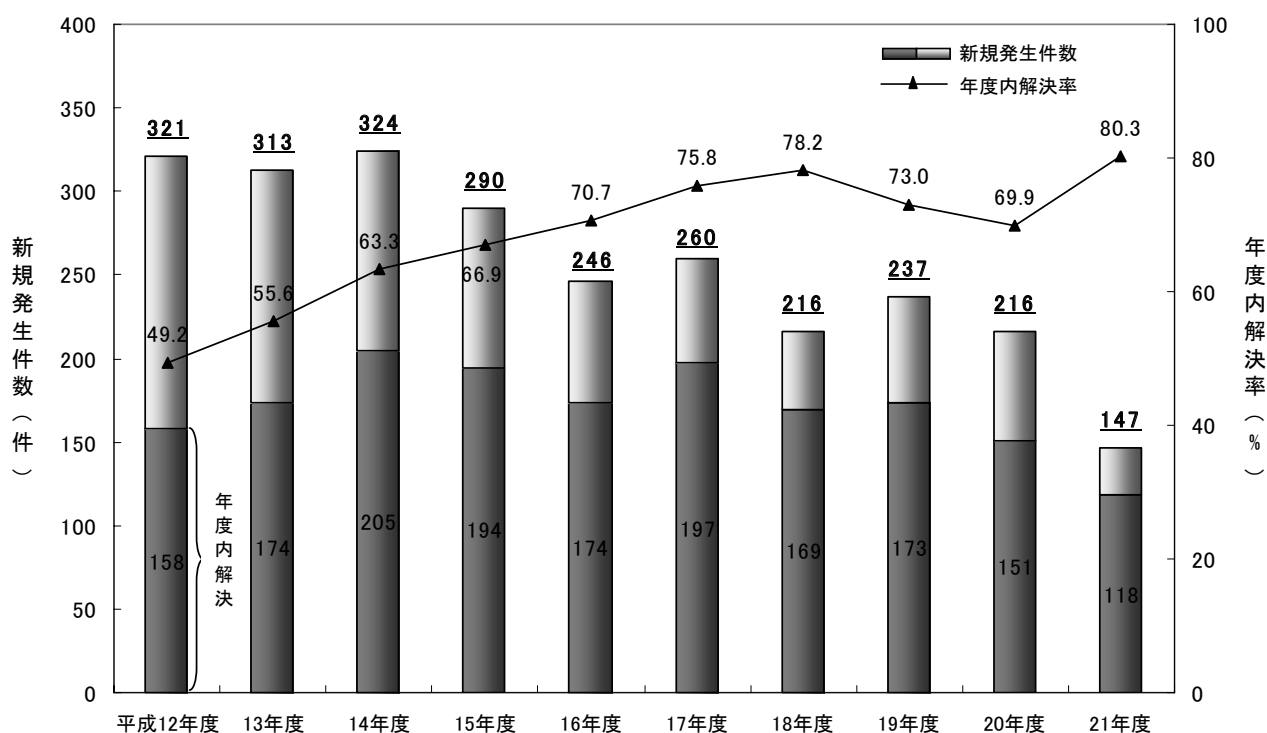
竹中 勇盛さん（大津市立瀬田北小学校 4 年）の作品

8 不法投棄等の状況

滋賀県における産業廃棄物の不法投棄事案の特徴としては、監視等の効果もあって、大規模な事案は少なくなっているものの、比較的小規模で人目につかないところに不法投棄する事案が増えており、巧妙化しています。

なお、産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数の推移は、図-27のとおりで、平成14年度の324件をピークに減少傾向を示しており、平成21年度では147件となっています。

図-27 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移



9 不法投棄対策

不法投棄や不適正処理が発生すると、地域社会の生活環境への影響が大きく、また、発見が遅れると、その是正には長い時間と多額の費用、多大な労力が必要になります。

そのため、県では、不法投棄等の未然防止とともに、早期発見・早期対応を重視し、不法投棄監視指導員を配置して定期パトロールや休日パトロール、早朝・夜間に対応するため民間警備会社への委託パトロール、監視カメラの活用やヘリコプターによるスカイパトロール、警察と連携した監視取締、近隣府県との共同による路上取締などを実施しています。

さらに、このような行政による監視活動に加えて、地域住民の方々による監視パトロール隊や郵便局・農業協同組合・森林組合・トラック協会などの事業者の方々の協力を得るなど、監視体制の強化を進めています。

(1) 不法投棄監視員設置事業

県民の快適な生活環境や良好な自然環境を保全するため、平成4年度から、市町が実施する不法投棄監視員設置事業の経費に対し、助成しています。

表－33 監視員設置市町村数および監視員数の推移

	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
監視員設置市町村数	41	42	41	39	41	41→25 年度当初→年度末	22	18	18	18	12
監視員数	248	261	299	302	301	299	238	233	206	204	189

(2) 不法投棄廃棄物処理事業

県民の快適な生活環境や良好な自然環境を保全するため、平成4年度から、市町が実施する産業廃棄物等の処理に要する経費に対し、助成しています。

表－34 事業件数の推移および実施市町一覧

平成11年度	14件	大津市6・草津市・甲西町・水口町・甲南町・愛東町・高月町・木之本町・今津町
平成12年度	12件	大津市5・草津市・水口町・多賀町2・愛東町・今津町・安曇川町
平成13年度	9件	大津市2・志賀町・水口町・信楽町・日野町・安土町・愛東町・木之本町
平成14年度	17件	大津市・志賀町2・栗東市2・水口町・甲南町・信楽町・蒲生町2・多賀町・湖北町2・木之本町3・西浅井町
平成15年度	10件	大津市・志賀町3・栗東市・土山町・甲賀町・信楽町・山東町・高月町
平成16年度	16件	大津市5・志賀町6・栗東市2・五箇荘町・多賀町・山東町
平成17年度	5件	大津市・志賀町2・栗東市2
平成18年度	12件	野洲市12
平成19年度	14件	栗東市・野洲市12・多賀町
平成20年度	10件	栗東市・野洲市9
平成21年度	3件	野洲市3

(3) 地域ごみ対策会議不法投棄対策部会運営事業

産業廃棄物等の不法投棄事案に、迅速・的確かつ厳正に対処するとともに、これらの不法投棄の未然防止を図るため、各環境・総合事務所管内ごとに、地域ごみ対策会議不法投棄対策部会を設置しています。

当部会では、構成員である県関係機関・市町・警察が連携を強化し、一体となって不法投棄事案に対処するとともに、不法投棄等に係る総合かつ効果的な対策等を講じるため、各地域の部会運営を積極的に推進しています。

(4) 不法投棄防止強調月間事業

平成6年度から「不法投棄防止強調月間」を定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する意識を県民に集中的に喚起するなどして、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、関係部局、機関の協調のもとに集中的な監視パトロールを展開するなどして、その根絶に向けた取り組みを行っています。

●啓発活動

- ・広報車による啓発
- ・パンフレットによる啓発
- ・立て看板による啓発

●監視指導活動

- ・地域ごみ対策会議不法投棄対策部会構成員合同でのパトロール
- ・産業廃棄物運搬車両の路上検査
- ・工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導

(5) その他の事業

- ・監視パトロール（平日・休日）
- ・不法投棄・不適正保管・野外焼却の指導・取締り
- ・民間警備会社への監視パトロール委託（休日・早朝・夜間）
- ・スカイパトロール（ヘリコプターによる上空からの監視）
- ・地域協働原状回復事業の実施
- ・郵便局・森林組合等の協力による不法投棄監視

滋賀県の廃棄物

平成 23 年 3 月発行

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL (077) 528-3477

FAX (077) 528-4845

